

福祉教育委員会

令和4年9月7日（水）

午前9時00分～午後5時41分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員、
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 大城保健福祉部長
- ・教育部 中村教育長、百崎教育部長
- ・富士大和温泉病院 杉岡富士大和温泉病院長
- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

おはようございます。ただいまから福祉教育委員会を始めてまいります。

最初に、5日の保健福祉部の審査で資料請求のあった件について補足説明資料が提出されておりますので、これについてまず執行部に説明を求めます。

◎補足説明資料 保健福祉部（決算3） 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの資料を基にした説明について委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

資料ありがとうございます。具体的に見えてきたと思いますが、結局、新規登録自体も最初は331だったのが187、131と減っているわけですね。それで、減る人は、ほぼ減る要素というのが大体同じような傾向になっているようですから、どれだけこの制度の理解をしてもらうのかということと、それから受け入れる側もまた理解しておかないと、地域のほうも重荷に感じるといいますか、そこら辺との関係もあるのかなという感じもちょっとするんですけれども、その辺での取組方といいますか、理解促進の取組というのはどのようにされているのでしょうか。

○坂井福祉総務課長

この名簿の情報につきましては、毎年4月、地区民協のときに各担当の民生委員のほうに配付しています。大体5月、部分的に6月にもかかたりしますけれども、自治会長の会議のときに名簿を実際持っていきまして配付しております。あとその他、おたっしや本舗等、地区社会福祉協議会の会長とか、地域福祉に関連がある方に対して、名簿を毎年2月末のデータで更新しまして配付しております。その際、ただ配付するだけじゃなくて、名簿の説明をちゃんと行ってあります。特に民生委員につきましては、私どももぜひこれは登録を促進したいと思ってありますので、新規の登録の申請書等も配付いたしまして、地区の方々、特に新規で登録したほうがいいという方々に対しては、登録の推進をぜひお願いいたしますということで説明しながら進めてきてあります。以上です。

○山下委員

趣旨は強調しているということのようですけれども、個別支援計画に関しては、介護認定の関係の人たちは2,400に対してざっくり約2,000ということで、なかなかこの進みが悪いと言ったらおかしいですけど、ほかのところと比べるとですね。それで、その個別支援計画に関しては今どういう取組になってきたんでしょうか。

○坂井福祉総務課長

個別支援計画につきましては、佐賀市の様式としましては、申請書そのものに既に個別支援計画の内容を記載していただくようにしておりますので、申請していただいた時点で、例えば、避難の支援員とか、いろいろ連絡先とか、その方の身体の状況等をきちっと書かれていればそれが個別支援計画として有効であるという捉え方をしておりますけれども、なかなか記載をきちっと埋められていない方というのも当然いらっしゃいますので、その辺を数年に1回、内容の――数年たてば、実際もともと計画のほうに書いていた内容が変わることもありますので、それを変更がないかというようなことで更新をかけるにはしておりますけれども、その辺できちっとまだ内容が書かれていないという方もいらっしゃいますので、数字的にはこういう結果になっております。以上です。

○山下委員

最初の避難行動を支援するというと連絡体制とか、そのときに駆けつける人は誰なのかということだと思んですが、そこに関して具体的な訓練というか、シミュレーションしておられるんでしょうか。

○坂井福祉総務課長

実際の、例えばその地域の避難訓練という形で、私どもが主催はしておりません。ただ、昨年度も何回か地域のほうに呼ばれまして、個別でこの避難行動の説明をしてくれとかいうのはあっています。実際、昨年も地域主体で、確かに今言われたようにこの名簿で避難支援者が埋まっていない人がたくさんいるというのも御存じですので、自分たちでやっぱり探そうよということで、自主防であったり、自治会長、民生委員とかが集まって、きちっとこの避難支援員を見つけようという動き、それから、避難訓練も自分たちでやって

みようという動きが数地区であっていますので、私どもも呼ばれたらそこに出かけていって、一緒に話をしているところでございますが、だんだんやっぱり地域としても災害の対策という意識がかなり上がってきていると思いますので、今のところ、結構地域の中で自ら動き出したというところが多いというふうに感じております。

○山下委員

多分そうだと思います。自主防災組織ができて、そこが機能しているところとか、一定防災意識が高まっているところではとても気になる部分なんですよ。だから、どうやって助けたらいいだろうとか、そういう人がいるんだろうか、いないんだろうかというところで、できるものなら助けたいと思っているときに対象者が分からないということでの何というんですかね、またそれがちゃんと名簿はあるけれども、実際は機能していないというところとの関係を所管課としてはどういうふうに結びつけようとされているのか。

地域で高まってきているので、呼ばれたら行きますというふうに今聞こえたんですけれども、それだけで、結局、せっかくこの避難行動要支援者をつかんでおりますと、じゃ、その先どうするののところでちゃんと有機的に横の連携が取れるような対応策ができていくのかどうか。それでもって地域を助ける立場にちゃんと立ってくださっているのかどうかというところがちょっと気になるんですけれども。

○坂井福祉総務課長

委員の御意見、私どももまだまだこれで十分だとは当然思っておりませんので、まず私どものこの取組の課題としまして、名簿に登録すべき人はきちっと登録する。それと、やっぱり避難支援員を一人一人きちっと見つけて登録すると。それと、地域の中で実際機能する形を取るというところで、その辺は課題だと思っております。

それで、この避難支援の事業につきましては各自自治体も行っておりますので、私たちもいい事例を調査いたしまして、ほかのところがどういう形でどういうふうによく進んでいるのかというのを調査しながら、今後の事業の展開も検討していきたいというふうには考えております。

○山下委員

もう一つ、精神とか知的の障がいを抱えた方たちに関しては、そもそも避難所に行くということを遠慮したり、だったらもういいわと思っている方たちがいたりしているようなんですけれども、何かその辺の傾向とかはつかんでおられるんでしょうかというのと、もう一つは、例えば、自閉症とか、そういうことに関しての対応の仕方とか、そういうことを理解しておかないと、受け入れる側の地域もよう分からんとか、大丈夫だろうとか、尻込みして対応できないということにもなりかねないケースもあるようなんですが、そういうことも含めて、要するにいろんな障がいを抱えた方たちをどう援助するかという意味でのそれぞれの理解を促進するような取組ということも併せてしていかないと機能していない部分だと思うんですが、その辺も意識されているのかどうか。

○坂井福祉総務課長

特に障がいの方、私もいろいろと話を聞いて、精神、知的の方とかは人混みの中に行くこと自体で興奮して暴れるとか、そういったことで、例えば、避難所に避難するということがそのものが一般の捉え方とはちょっと違うんだよというような話は聞きます。ちょっとまだ、全体的に避難の仕組みとしてそこまでは出来上がっておりません。

ただ、避難所側のほうでいきますと、昨日の台風のときにも、人混みの中に入るのが非常に難しい人がもし来られた場合は別室を確保しようということで、そういう想定で一応避難所の部分も取り組んだところがありますので、まだまだですけれども、同じ要支援者の中でもいろんな方がいるんだよという意識でその辺は今後考えていかないといけないという意識は持っております。

○村岡委員長

ほか、委員の皆さんから、一旦この資料についてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようですので、前回の続きということで、第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款の保健福祉部所管分について、執行部のほうに説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款関係分 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。

委員の皆様申し上げます。決算の審査でございますので、一般質問にならぬよう気をつけて御質疑をお願いしたいと思います。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

ちょっと前後しそうなんですけど、19番資料の82ページ、障がい者地域生活支援事業の下から2番目の丸の移動支援事業に関して、ガイドヘルパーの派遣なんですけど、ガイドヘルパーは何人おられるんでしょうか。

○上野障がい福祉課長

視覚障がい者のガイドヘルパーということになるかと思いますが、ヘルパーの数としては、何人在籍されているかというところまではちょっと把握ができておりません。

○山下委員

何で把握されていないんですか。

○上野障がい福祉課長

人数としては把握できておりませんが、ヘルパーの委託事業者の数としては、令和3年度で27の事業者に委託しております。そのうち16が佐賀市内の事業所、市外が11の事業所、それぞれにガイドヘルパーが在籍されているものと考えております。

○山下委員

例えば、個人でガイドヘルパーに登録するとかいうことはありますか。

○上野障がい福祉課長

利用されるのはもちろん個人なので——すみません、個人事業でガイドヘルパーをされているという意味での御質問ですか。

○山下委員

質問を変えますが、この27事業所というのは、類型としては、いわゆる施設系事業所とそうでない事業所、例えば、生協だとか、そういうような事業所と、いわゆる施設系事業所とあると思うんですが、その辺どうなっているんでしょうか。

○上野障がい福祉課長

失礼いたしました。委託事業所を見てみますと、やはり訪問介護の事業者が多く見受けられます。中には当然障がい者施設に付随する事業所として開設されている事業者もあるようでございますが、多くがやっぱり訪問介護だけの単独の事業者というところで契約させていただいております。

○山下委員

それ以外の類型はありますか。訪問介護とか、障がい者施設以外の類型はありますか。

○上野障がい福祉課長

今のところは訪問介護事業所と施設系施設との契約というところだけの類型といいますか、2種類の類型になっているところです。

○山下委員

例えば、ボランティアグループとか、そういう形で登録されているようなケースはないんですか。

○上野障がい福祉課長

そういう団体とか、ボランティアグループという形での事業者の登録というのはございません。全てが居宅介護事業所ということでの事業所になっております。

○山下委員

何でこれを聞いているかといいますと、視覚障がいの方への同行のガイドヘルパーということだと思っただけなんですけれども、いわゆるコロナ禍で、施設系のガイドヘルパーの場合、要するに自分のところの施設への影響があっては困るので、その利用者が人の多いところに外出しようとしているときには行けませんというケースがあるというふうに聞いているんですよね。そうすると困るわけですよね、利用者として行きたいところに行けない。そういうケースがあるというところなんかは、このコロナ禍で把握されてきましたでしょうか。

○上野障がい福祉課長

ガイドヘルパーに限ってのことではないんですけれども、そういった外出の際、視覚障がい者の方のガイドヘルパー、それから、通常の視覚障がいじゃない方でも付添い介護と

いうことでの外出支援がございませぬけれども、お話を聞く中で、ヘルパーの数的にも工面ができないとかいったところのお声というか、そういった声が耳に届くことはございました。

ただ、それが事業所の方針として、そういう人混みの多いところには派遣しないとか、そういったところでの縛りがあるってちょっと困っているとかいったところのお声までは耳には届いていない状況ですが、なかなか外出しづらい、ヘルパーの確保ができなかったり、逆に御自身も外出をちょっと控えるとかいったところは耳に届いているところです。

○山下委員

今、ガイドヘルパーの工面ができないという声はと言われているんですが、それを言うからには、ガイドヘルパーが何人おられるのかという全体像をきちんとつかんでおくことは必要ではないかと思うんですけどね。それで、利用が122人、どういうことに利用されているのかということに関してはどうですか。

○上野障がい福祉課長

利用実績については毎月御報告いただいておりますので、どういった内容で使われているのか、中を見ますと、もちろん当然買物であったりとか手続関係、それからいろんな余興というか、余暇活動、そういったものにもお使いいただいているというところはございます。通常そういう使い方をされるんですけども、やはりその回数を減らしたりとか、日数を減らしたりとかされているのかなといったところで、実際御利用になっている対象者ですね、障がいをお持ちの方、その対象者の数自体は大きくは変わっておりませんが、それぞれの個人の方の御利用の頻度は少なくなっているというふうに感じているところです。

○山下委員

この同行の支援の場合は、言われたように買物とか余暇活動とか、そういうところまで含めて希望があれば対応できるという中身になっているにもかかわらず、現実にはコロナ禍で、施設に所属するヘルパーの場合は、人混みの中に行くような場合には同行できませんというふうに断られてしまうケースがやっぱり幾つもあったようです。それで、ついてきてくれないから誰かついてきてくれませんかというふうなことで、素人の私がついていくとか、そういうことだって本当にあるわけなんです。ここは視覚障がいのことだけではないわけなんです、コロナ禍で、そういう社会生活をきちんと誰でもできるようにしようというそもそもの支援制度なわけですね。だから、それができていないとしたらどこに問題があるのかとか、そもそも人が足りているのかというあたりをちゃんと把握しておかないと、必要な支援をきちんと対応することができないんじゃないかと思うんですけど、その登録制というものがね、何かそこら辺はどういう仕組みになっているわけですかね。

○上野障がい福祉課長

移動支援の登録制といたしますか、この事業は委託事業という形でやっておりますので、ガイドヘルパーとして派遣ができますかというところを居宅介護の事業者に照会しまして、今年もうちはできるよとか、今度は参加できるよとか、今は人的に少ないから今年は駄目だとかいったところを御紹介させていただいて、連携していただける事業者を募っているような状況でございます。その中に、ガイドヘルパーの資格を持たれている方の派遣が可能なのか、通常の身体の方のヘルパーだけなのかとか、そういうヘルパーの対応できる種別あたりも確認した上で契約させていただいているというところではございます。

○山下委員

例えば、この上のほうでは意思疎通支援事業で手話を派遣しましたとか、移動支援事業ではガイドヘルパーを派遣しましたというふうな書き方になっているけれども、要するにガイドヘルパーの場合は事業所に委託しているということになっているわけですが、現実には足りていないとなった場合に市としてガイドヘルパーの人を増やすとか、そういうふうな発想というのは——市としてそれを増やしていくような呼びかけとか、何かそういう考えはないんですかね。

○上野障がい福祉課長

ガイドヘルパーに限った話ではないんですが、通常の居宅でのヘルパーも含めてなんですけれども、なかなか人材が不足しているところは事業者からもお声を聞くことは多いです。コロナもあって、スタッフの替えが利かないとか、そもそもこの業界、職種に応募してくれる方がなかなか少なくなっているとか、そういったお声はコロナになって特に大きいなあというふうなところは感じます。

市のほうでも、佐賀市だけじゃなくて、神埼、吉野ヶ里まで含めてなんですけれども、自立支援協議会というふうな会議なんかも持って、事業者も入って一緒にお話ししたりとかもするんですけれども、その中でも人材育成だったりとか人材不足だったりとかいったところは一つの大きなテーマとなってきておりますので、行政、それから事業者も含めてどういったことができるのかというところはちょっと考えていかないといけないねというふうな話はあっております。

○村岡委員長

よろしいですか。山下委員、当然おっしゃりたいことは分かります。ただ、現状としてガイドヘルパーが足りているかどうか、佐賀市としてその現状が把握できていないような、言い方はあれですけれども、そのような状況ですので、充足しているかどうかという現状をまずは認識してもらおうというところからかなという部分も……

(発言する者あり)

では、ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

19番の資料の81、82のところの発達障がい者のところなんですけれども、支援の件数も

かなり増えてきているという状況の中で、発達障がい者が増えてきていることの主な要因について、何か捉えられておりますか。

○上野障がい福祉課長

発達障がいの増加というのはここ数年続いている状況ですけれども、その原因とか要因というところでははっきりしていないというか、こうだろうというふうな推測も含めて、そういったところの情報は今のところございません。

ただ、感じているのは、発達障がいということについての認知度そのものが高まってきているのは事実かなと思いますので、例えば、ちょっとうちの子気になるという部分があったら実際相談につながってきている、そういう件数が増えてきているのかなど。その結果、発達障がいということ認知する件数というところが増えてきているというのも、それが全てじゃないですが、そういうのも一つの要因としてあるのかなというふうな感触は持っております。

○松永憲明委員

健診が1歳半からだったですかね、あると思うんですけども、そこら辺から医師の診断とかなんかも入っていますかね。

○上野障がい福祉課長

1歳半健診とか3歳児健診とかありますけど、その機会機会ごとに保健師が対応して、その様子を見て、その中でちょっと気づきがあるお子さんについては相談機関に御紹介したり、佐賀市もそういった事業をしておりますけれども、そういった事業の中で診断を受けてみる機会につなげるようなことはしております。小さなお子さんについてはそこが最初の入り口のところなので、そこは市の保健師も関わりながら、診断とか受診とか、そういったところにつながるような支援をしているところです。

○松永憲明委員

佐賀市は、人口は減ってきているんですけども、世帯数は増えているんですよ。ということは、核家族化してきているということが実情としてあるんじゃないかと言えると思うんです。そうするとやっぱり、夫婦だけで子どもを見られているところが多いということだろうと思うんですね。ですから、なかなか子どもの状況に気づかないというケースもあると思うんですね。関わる時間が少なくなっている。やっぱりそこら辺の親への指導といいますかね、そういったことについては何か手だてを講じられていますか。

○上野障がい福祉課長

委員おっしゃるように、核家族ということも、非常に子育て支援という部分では難しくなっている部分はあると思います。その中で、発達障がいの場合、保護者の理解というのをどう進めるかというところはやっぱり一つの課題です。現場からの話を聞くと、発達障がいということ自体への認識が薄い方も現実おられるというふうに思いますので、そういった方も含めてグレーゾーンというか、明確な診断を受けられていないという方に早

くそういう療育という部分について、発達障がいについての認識を深めてもらうということで、例えば、ここでも説明しましたが、親子教室とかいったところを開催いたしております。そういった中で、もちろん数多く実施するという事はなかなかできないんですけれども、例えば、保育園とかでこのお子さんが気になっても、お父さん、お母さんはそこまであまり関心をお持ちでないとか、そういったケースについて御紹介いただく中で、今度こういうのがあるんだけど、ちょっと参加してみようかというふうなことに繋がっていったりとか、地道な部分ではございますけれども、そういった取組をさせていただいて、親御さんの理解を進める、親御さんの教育をするというふうな部分については、少しですが、取組をさせていただいております。

○松永憲明委員

発達障がいが決して悪いと私は思っていないんですね。過去、世界的に見て、非常に著名な科学者の方だとか、いろんな方がいらっしゃいます。その方も小さいときは発達障がいではなかったかというようなことも言われているわけでありまして、必ずしもその子どもが先々、どういうふうに成長していくのかというのは分からないわけですね。だから、発達障がいが決して駄目だということではなくて、やっぱりその子の特性として見ていて、よりよい今後の生き方につなげていくという保護者への支援、保護者への理解といたしますかね、そういうことも必要ではないかと思うので、今後の施策のほうに生かしていけたらなと思っております。

○上野障がい福祉課長

おっしゃるように、発達障がいというところが相当な勢いで伸びてきているというのは、今日の決算の数字を見てもお分かりのことだと思います。その中で、原因もはっきりしないというところもございます。ただ、その認知度が高まって、当然関心が高まってきたというのは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、親の関心もそこで高まってきているのは事実でございますので、この高まりで早く気づくということは、早期療育とかいうふうにつなげる意味では非常にいいことだと思っておりますので、そういった親への支援というところは今後も大きな課題の一つになっていくと。早期療育というのは当然のこととして、そういった早期支援につなげるためにはまず親が理解しないとそこにはたどり着けないものですから、そういったところには今後とも積極的に取り組んでいけたらと思っております。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。

○諸富委員

関連であります、82ページの障がい児通所支援事業の、支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供したとありますけれども、この必要なサービスというのは具体的にどういったことか、代表的なものなどを教えていただけたらと思います。

○上野障がい福祉課長

必要なサービスということは、具体的には児童発達支援、それから放課後デイサービスといったサービスになるんですけども、児童発達支援というのは未就学児のお子さんに対して療育を行うものですね、社会的な適応性だったりとか、中には言葉が出ないから言語の訓練といった個別の療育、教育、そういったところを行うものと、あと集団性、社会性というところを療育の中で養うというふうな活動の内容です。

放課後デイサービスは学齡児、小学校、中学校以降のお子さんの放課後時間帯の過ごす場所ということで、ここでも同じような療育活動をさせていただいております。

通常、障がいをお持ちでない一般のお子さんが通う保育園、幼稚園に当たる部分というところが児童発達支援に相当する部分というか、そういった意味合い、それから、放課後等デイサービスは、放課後児童クラブとかと併用されているお子さんも当然いらっしゃいます。それが効果的ということでもあつたりしますので、主にそういった児童発達支援、放課後デイサービスということで、お子さんの療育活動を行うということの意味合いでございます。

○村岡委員長

ほかに。

○諸富委員

多分放課後デイサービスとか、たくさんの事業所がある中でそれぞれ特色を出しておられると思うんですけど、その内容は恐らく多岐にわたるものがあるのかなと思います。それで、大枠としては療育にくくられるとは思うんですけども、結構事業者それぞれ個性を出して利用者の獲得に努められていると思うんですけど、その内容の確認とか、そういった精査というのは行われているんでしょうか。

○上野障がい福祉課長

基本的にいろんな事業者がございまして、例えば、宿題とか学習をメインにされるところだったりとか、子どもたちの交流を中心というふうなところまで、極端なところでいくとeスポーツを特色として掲げられているところもあったように思います。この辺りの内容については、事業が認可されたときにパンフレットとか、そういったところで内容確認というか、どういった事業所ができているというのは確認させていただいておりますけれども、その内容について細かく市のほうから調査に入ったりとか、そういったところまでは、認可の権限というのは県のほうでされておりますので、基準としては療育活動としてきちんとみなされたものというところで認識させていただいて、特徴的な部分とか特性的なものというところはパンフレット等で情報をいただいたりということを確認しているところですよ。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○福井委員

83ページのほうの発達障がい者トータルライフの支援検討経費で、22人の有識者という話をお伺いしたと思うんですが、どういう方かということと、この年度の中では支援検討委員会の開催数は1回になっていますよね。22人の方、かなりの方だと思うんですが、これは1回だけ。事実上の3番目の丸ポチの相談支援事業自体は相談が1,903件になっているのに、この辺の関連というのは、これだけの相談等がありながら、しかし、実質的には検討委員会は1回しかないというのは、これはどういうことなのかなど、理解できるように説明してください。

○上野障がい福祉課長

トータルライフの検討委員会でございます。22名の委員でございまして、医療関係学識経験者、関係機関の保育・教育機関、保育所とか、それから福祉団体とか、そういったところの先生方に御参加いただいている会議でございます。

このトータルライフの支援検討委員会の役割としては、個別の相談ケースとか個人の案件というところを直接審議する機関ということではなくて、佐賀市が全体として取り組んでいる発達障がいの——先ほどもありましたように健診を受けて、発達障がいの診断を受けて、それから具体的なサービスにつなげていく、その後の相談、就労支援、そういったところまで全人生的に見ていこうというふうな趣旨の中で、佐賀市がどういう取組を全体としてやっているのか、それがうまく関係機関とつながっているのかといったところをこういった各界の代表される方、数は二十数名いらっしゃって、かなり多いんですけども、佐賀市の発達障がいに対しての支援の仕組みですね、そういったところを共通理解いただいて、それぞれの現場で連携の相談があつたりとか、関わりがあるときに、スムーズに関係機関それぞれが連携を取れるようにというところの趣旨で開催させていただいております。具体的に新しい事業を立ち上げようとかいったところがあるともう少し回数が増えて、こういう事業をしようか、じゃ、どう連携しようかとかいった議論もあるんですけども、発達支援室を令和2年度に開設しまして、それから、いろんな親子教室とか増やしてはきているんですけども、昨年度、令和3年度については新たな議論をする部分がありませんでしたので、年明けに1回開催させていただいて、トータルライフ支援ということでの発達障がいに対しての取組の現状報告をさせていただいて、御理解を得てきたところでございます。そういった運用をさせていただきました。

○福井委員

せっかく22人の方を選ばれて、現状報告だけというのではどうなのかなど。今さっきいろいろ、いわゆる連携の仕組みとか、あるいは連携をスムーズにやるとかなんとか、これは分かるんです。それだけだったら調整の会議みたいなものだけど、せっかくこれだけの方がおられるとすれば、もう少し建設的な内容みたいなことをやっぱりやっていくべきだろうと思うんだけど、その辺はどうなんですか。現実的な内容を含めて、もう一度確認の

ため。

○上野障がい福祉課長

前回の会議でもこういう報告をする中で、それぞれの委員の皆さんが課題というか、思いをお持ちの先生たちばかりですので、そういった御意見を伺う機会は当然でございます。前回においては、例えば、今、発達障がいはいは小さい子、未就学児とか小学生とか、そういった子どもたちが目立つようなところはございますけれども、思春期のお子さんたち、高校生とか、そういった部分へのまなざしというか、支援というか、そういったところはあまりよく見えないねというふうな御意見はいただいたところです。

その中で、高校生であっても放課後デイサービスとかの事業を使ったりとかいうのはあるんですけども、高等学校を卒業すると、次は進学だったり就職であったりというところの世代というか、人生の節目に差しかかりますので、そこをうまくどうにかつないでいきたいねということで、就労支援の部分の連携がもっと必要じゃないかとか、そういったところに力を入れていくべきじゃないかとか、そういった御意見はいただいたところでございます。その中で、高校生向けの放課後デイサービス事業所が新しく駅前にできたりとかありましたけれども、そういった動きも出てきている中で、市として今、青少年センターにそういう思春期の方向けの相談窓口というのはもちろん設けてはおりますけれども、また今後、どういうふうな形でそういった分野についても手を打つことができるのかどうか、そういったのは引き続き考えていきたいなと思っております、そういった御意見をトータルライフの支援検討委員会の中でもいただいているところであります。

○福井委員

決算なので、今後どうするかみたいなことは聞けないんですけど、ただ、この令和3年度においては、やっぱりもう少しその辺の中身を充実させるために、いわゆる担当課としての熱意というのがいまいち感じられない点があるので、この辺はしっかりと検討して、次年度に備えていただきたいと思いますと思っております。私のほうからは以上です。

○村岡委員長

今、1時間半も経過いたしました。そろそろ休憩を取りたいと思いますが、ほかこちらの中で御質疑がある方はいらっしゃいますか。

○山下委員

82ページの意味疎通支援事業に関して、これは手話通訳と要約筆記の派遣を書いておりますが、それ以外の意思疎通支援についての取組というのは何かなかったのでしょうか。例えば、具体的には文字情報での認識、UDトークと今まで言ったりはしていたんですが、そういうことについて、役所の窓口の職員の皆さんがそれを認識できるようにしていきますというふうな答弁が過去あっていましたけれども、そういったことも含めての幅広い形での意思疎通支援事業の位置づけというのになっていたかどうか、確認したいんですが。

○上野障がい福祉課長

こちらに書いてある意思疎通支援事業は、ここに書いてあるとおりで手話の通訳者、それから要約筆記の派遣事業の部分のみを書かせていただいております。この派遣事業以外に手話通訳者2人、職員——会計年度任用職員でございますけれども、総合窓口と障がい福祉課のほうに在籍しております。その2名が通常、手話をお使いの方がお見えになったら窓口対応、それから各手続の御案内とかいったことはさせていただいているところです。

窓口においても、例えば、筆談とかには当然対応しておりますし、耳が不自由な方は筆談対応しますよということで耳マークですかね、ああいうところを窓口に掲示させていただいたりとかいうふうな取組は継続してさせていただいているところです。

○山下委員

職員の方への啓発、普及というふうなことを前言われていたんですが、そこら辺についてはどうなっていたんでしょうか。つまり、本庁1階総合案内及び障がい福祉課に手話通訳を派遣しということですよ、今の状態。だから、手話通訳者の方はそこにおられるということで、でも、支所はどうなるのか、それから各窓口、別に障がい福祉課だけに用事があるわけではなく、いろんなところに行かれることがあって、そこに総合案内窓口の人がずっとついていたら、そこが空っぽになってしまったりするわけだと思うので、結局市役所全体でそこら辺に関して、こういう意思疎通の支援をしますよというふうなことでの対応策というのを今までずっと言ってきたことに関して、やっていきますと、知らせていきますというふうな答えをされていたんですが、決算までにそういうところの具体的な取組をされているんでしょうかということです。

○村岡委員長

山下委員、すみません。こうなってくると、恐らく所管としては市民生活の……

○山下委員

じゃなくて、保健福祉部長が今まで答弁の中で、職員に対して意思疎通に関しての啓発をやっていきますというふうなことを言われていたと思うんですが、その辺なんですよ。要するに手話通訳の人を派遣しましたというだけじゃなくて、そこら辺はどうなっているかというところをお聞きしたいんですが、部長もおられるので、よかったらそこら辺はどうなっているのか。

○村岡委員長

では、部長がお答えいただいたほうがいいということですか。

○大城保健福祉部長

私が答弁の中で、いろんな機材を使ってそういった意思疎通をするような形で、全体で進めていきたいというふうなことで言うておりましたけれども、その後、私のほうも障がい福祉課のほうにお願いしていて、そういった意思疎通を図るような窓口における取扱いを進めてくださいと言っていたんですけど、それが結果としてどうなったというのは私のほうが今のところ把握しておりませんので、再度、そういった形で利用できる機材とか

——ただ、私があのかき答えたのは、その機材を使うと情報がクラウドか何かについて漏れるとか、いろんな話があったもので、セキュリティの問題からある程度検討が必要だというようなことも申し上げていたと思うんですよね。だから、その辺りをどのような形になっているか、今から少し状況を見て、そういったものを進めるということでは皆さんのほうにお知らせしておりますので、なるべく使っていただけるようにはなっているかと思っています。以上です。

○山下委員

決算だと分かって私質問しているんですが、要するに2年前から提起していることで、手話だけじゃないでしょうということでの提起をしてきて、それで、おっしゃるようにそういう機材の有効性だとかなんかにに関して検討していきますと言われていて、今もまだそれをつかんでいないとおっしゃるから、検討したのかしていないのかということすらちょっとよく分からないわけなので、そこは原課である障がい福祉課のほうでもちゃんとその認識を持ってこの答えができるような状況になっていないと本当はおかしいと思うんですがね。

○上野障がい福祉課長

多分UDトークとかいった機器のことをおっしゃったのかなと思います。窓口のほうでは、UDトークを御希望の方は言ってもらったら対応しますということでの御案内は差し上げているところです。UDトークが先ほどありましたように、一般のウェブ回線というか、インターネットを使うものですから、その会話の情報が外に出るという可能性がありますので、御本人の了解が当然ないといけないということと、御本人のスマートフォンなりタブレットなりを使っていれば、こちらはそれで一緒に使わせていただいて、そういうUDトーク、文字情報として出てくるような仕組みというのは対応するように窓口で御案内はしているところです。

○山下委員

それは支所も含めて、全ての窓口で、利用者の方がそういうものを自分で持ってこられたときにそれで対応しますというふうなことがわかっているかどうかということなんですよ。その辺の職員の方たちへの徹底も含めて、周知も含めて、まずされているかどうかと、第1段階として。市が機材を置くというのものもあるけれども、少なくともそういうことがあっているよということをきちんと職員の方たちに周知できているかどうかということですよ。それも支援の一つだと思うんですが、そこは。

○村岡委員長

その辺の現状は。

○上野障がい福祉課長

都度都度の周知というのはしているところでございますけれども、しょっちゅうしょっちゅうそういう御相談があるわけではないので、頃合いを見ながら、その都度、周知とい

うのはやっぱり職員に対してもしていく必要があると思いますので、再度その辺の周知には努めていきたいと思います。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、3款1項、御質疑ないようですので、ここで休憩を取りたいと思います。10時50分から再開いたします。職員の方、入れ替わりをお願いします。

◎午前10時40分～午前10時51分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

歳出3款2項、4項及び5項について執行部に説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款関係分 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

資料19番の95ページで、詳しい説明はなかったと思うんですけども、緊急通報システムの整備経費についてなんですけれども、これは大体どういうところにこの通報システム——各家庭に連絡が取れるような仕組みをつくってあると思うんですね。以前は旧市内の集合住宅のところで説明を1回受けましたけれども、それが全域になっているのか、どういうふうな状況になっているか、そこを教えてください。

○伊東高齢福祉課長

緊急通報システムなんですけど、今、佐賀市全域に広がっております。対象者につきましては、身体病弱な高齢者と障がい者で緊急時に機敏に行動することが困難な方、つまり、ひとり暮らしとか、高齢者のみ世帯とか、日中独居世帯について、病弱ですぐ通報できない方に対して機器を貸し付けております。機器については、ボタンを押せば消防署のほうにすぐつながるような機器です。機器代については、今のところリース料については個人負担ということになっておりますので、対象の家にそういう機器をつけて、ボタンを押せば消防につながるというシステムを佐賀市全体で今広げております。

○村岡委員長

先日の研究会等でも説明のあった分だと思います。

○福井委員

94ページの老人クラブ助成事業、一番上ですね。これは令和3年度ですが、令和2年から3年へのクラブ数、あるいは会員数の増減の状況をまずお伺いしたいんですけど。

○伊東高齢福祉課長

クラブ数と会員数の増減について御説明いたします。

まず、クラブ数については、13クラブ減っております。それで、会員数については865人減っております。

○福井委員

そしたら、95ページの高齢者ふれあいサロンのほうの次のページ、96ページですが、今、230サロンになっていますけど、この分の増減の状況はどうでしょうか。

○伊東高齢福祉課長

ふれあいサロンについては8サロン減っております。対象者については314人減っております。サロンの数が8減って、対象者が314人減っております。

○福井委員

この減少の状況をどんなふうに分析されているのかということと、令和3年度における対応策はどうだったのか。

○伊東高齢福祉課長

まず、老人クラブが減っている原因については、団体に属している活動に参加できなくなったとか、役員などに成り手がなく、あと経理面ですね、お金の管理や補助金の申請手続が面倒だということを知っております。よって、クラブ数が減っているということです。

一方、サロンについても、コロナで活動ができなかったということで、令和3年度は一応休止となっておりますが、コロナが終息したら再び活動したいという団体もあるということを知っております。以上です。

○村岡委員長

令和3年度の対応。

○伊東高齢福祉課長

令和3年度の対応なんですけど、まず老人クラブについては、これはすみません、令和3年度のみじゃないんですが、いつも行っているのが趣味の作品展とか老人クラブなどで、一般の方も参加をなるべくしてくださいと。その中で、一般の方についてはぜひ老人クラブに入るような会員の勧奨も行ってくださいということをしております。そのほか、グラウンドゴルフ大会とかパソコン教室、若手リーダー養成講座等にも助成しておりますので、この辺の事業について会員の募集も行ってもらっております。

それと申請書なんですけど、申請書につきましてはすごく大変という話も聞いたので、見直しも行ってあります。なるべく簡素にするように中身も見直して、枚数も1枚程度、提出書類も減らしたということを行っております。

続きまして、サロンについては月1回ということが条件なんですけど、こちらの内容を聞いてみますと、内容的には同じような感じでした。対象者が高齢化しているということもあったので、それについては、福祉協議会に委託しているんですが、社協と連携して、コミュニティソーシャルワーカーも一緒になって地域の方々のそういう勧誘も行っていると

ころです。以上です。

○福井委員

地域によっては、どっちかというサロンよりも老人クラブの減少率のほうが高いですよ。現象的に、人数も含めてですが。これは一部、例えば、老人クラブからサロンに移行して、クラブ自体も解消したというところもあるわけでしょう。両方でもできるんだけど、この辺は令和3年度はどうなんですか。分析されていますか。

○伊東高齢福祉課長

老人クラブをやめてサロンを立ち上げたというのは、すみません、調査しておりませんので、それは分かりません。

○福井委員

そういうのは、やっぱり現実を見る点においてはちゃんと数量を調査しとった方がいいですよ。でないと、やっぱり現場における問題点の認識ということについては——両方入っているところはありますよね。だけど、そういうふうなことがやはり現実には起こっていることを見ると、ますますこれから衰退していくだろうというふうに思いますので、その辺の対応をしっかりとっておいていただきたいと思いますが、これは部長に、令和3年度における認識はどんなふうになっているのか確認させていただきたいと思います。

○大城保健福祉部長

老人クラブは年々数も減ってきているし、参加人数も減ってきているという状況でありますので、老人クラブの活動についても、若い高齢者の方には知られていないようなところもありますので、そういったところは周知ですね、これは老人クラブの事務局ともお話をしていかなければいけないとは思っております。

ふれあいサロンについては、そこの地域の方が気軽にやれるということで、取っつきやすいとか、入りやすいとかですね、老人クラブはどちらかという形がしっかりしていて、なかなか難しいということもありますので、その辺りはお互いのよさを生かしながら進めていかなければいけないと思うんですけども、実際に老人クラブの活動で困られているというところもありますので、そういったところには老人クラブの事務局と話をしながらやっていきたいと思っております。

ただ、認識としましては、令和3年度というよりも、ずっと経年的にこういった状況になってきているということで、継続して我々もその地域のためにどうなるかということは見ていきたいというふうに考えております。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑。

○山下委員

96ページの医療連携推進経費なんですけど、1,500万円余りを医師会に委託されているということですが、どういう部分での1,500万円なのかということをお説明いただきたいん

ですが。

○伊東高齢福祉課長

医療・介護連携事業なんですけど、今、地域包括ケアシステムを進める中で医療と介護がなかなか上手に連携していないという声が聞かれます。特に問題なのが、どちらかというところ困っているのがケアマネジャーとか介護のほうでして、事例としては、例えば、入院している方がいらっちゃって、その方が退院直後に介護サービスとかが必要なんだけれども、いきなり退院してしまったと。それで、慌ててケアマネジャーが手続するとかという部分があるということは聞いております。そのために、医療のほうに理解を得てもらって、退院前にそういう情報をケアマネジャーと共有してもらおうとか、介護保険が新たに必要になった場合は事前に介護保険の申請をするとか、そういった連携が必要ではないかということで、こういう事業を始めております。なので、やはり医療のほうの理解、認識をもうちょっと持ってもらおうということが一番問題なので、医師会のほうに委託しております。

内容については、まず費用の内訳なんですけど、医療・介護支援センターのほうに相談員がいますので、その方の人件費が約500万円ですね。それと場所、あそこは医師会の中に事務所がありますので、その借上料として180万円。それと、あと研修とか講演会への経費として約190万円。それと、医師会の事務とか、支援センターは2人ではどうしても足りないんで、医師会のほうにも協力してもらっていますので、そのための費用として約570万円ほどというふうになっております。

活動の内容については、今しているのが、市内を4区画に区切って、それぞれに中心となる病院のほうに協力してもらっています。その病院が中心となって、その地区の医療と介護の事業所たちを集めて、連携のための研修会とか意見交換会等を実施してもらっています。以上です。

○山下委員

結構場所と人の部分が多いんだなと思ったんですが、市内を4エリアに分けて、それぞれに拠点病院ですかね、そこは具体的にはどこでしょうか。

○伊東高齢福祉課長

4拠点、まず、北部はふじおか病院です。東部はうえむら病院です。西部が佐賀リハビリテーション病院です。南部が早津江病院。以上の4エリアになっております。

○山下委員

4拠点病院が中心になって、それ以外の診療機関に対して、今言ったような理解を得てもらうような講座とか研修をしているということなわけですかね。どれぐらい開かれているかというのは分かりますか。

○高齢福祉課職員

昨年度、4グループ合計で6回開かれています。

○山下委員

医療機関の中に地域連携室を設けているところとかがあるので、そういうところとの関係なのかなとは思いますが、これで連携を推進したとありますが、前進した部分とありますか、成果というか、そこら辺はどのように捉えておられますか。

○伊東高齢福祉課長

まず昨年、全体グループの研修会ということで我々も参加しております。その中で、やっぱり人と見える関係、顔を合わせる関係というのがすごく大事で、グループごとにディスカッションして、まず知ってもらう。どういう病院の、どういう施設の誰に言えばいいかというのをまず知ってもらうという研修も行いました。

それともう一点は、パスカードをつくって、ケアマネジャーの名刺と保険証と一緒に入れるパスカードを配っております。それで病院に行ったら、保険証を見せるときにひっくり返したらケアマネジャーがすぐ分かるというふうなことを去年から始めておりますので、そのパスカードの使い方をケアマネジャーと、あと病院のほうにも医師会を通じて通知してもらっております。以上です。

○山下委員

ちなみにそういう地域連携室とか地域連携の担当者というのは、どこまで整備されているかという辺りはつかんでおられますか。

○伊東高齢福祉課長

大きな病院では、地域連携室というのがあります。ただ、地域連携室は意外と理解があるんですが、やっぱり問題は小さな病院ですね。小さな病院で先生が中心になっている方については、介護保険の知識とか、あとは地域におたっしや本舗があるとかいうことをまず知ってもらうということが、どちらかというところのほうで不足しているのかなと思っておりますので、地域連携室は大きな病院にはあるんですが、どこにどれだけあるかというのは、すみません、把握していません。

○山下委員

言われるように小規模のところほど人手もない中でこういう研修に出ているのかとか、だから、理解を得てほしいところに理解を得てもらうための機会をどうつくるかということと、何か余裕のあるところだけが進んでいく感じになると思うんですが、実際にはいろんな方が身近なクリニックとかに入院したりなんかするということはあるわけなので、そこら辺はぜひ把握して、せっかく連携事業をされているので、そこまできめ細かくつかんでもらわないと成果が見えてこないのではないかなと思いますので、そこは意見として申し上げたいと思います。

もう一つは認知症対策経費なんですが、認知症初期集中支援チームが配置されて訪問実人数が13人となっているんですが、対象者というのはそんなに少ないのだろうかと思って、どういう流れでこの13人なのでしょう。

○伊東高齢福祉課長

認知症初期集中支援チームにつきましては、まず、対象者につきましては、地域で対応が難しい方について、この初期集中支援チームで話をしています。例えば、認知症がすごく疑われるんですが、病院に行きたくないと言っている方とか、あと認知症と診断されたんですが、すごく問題行動があって、家でも大変だと、対応の仕方が分からないとかという方々についての相談があった場合は、専門職の方に集まってもらって対応策を話しています。

13名というのは、そこら辺で相談があった方について昨年が13名だったということです。

○山下委員

社会的な受容というか、皆さん地域で抱えてある状況から見たら、どう考えても少ないというか、本当に1つの校区で13人とかいうぐらいな感じで、結構問題を抱えておられるんじゃないかと思うんですが、それがつながっているのかとか、あるいは家庭で困ってそこにつなげなきゃいけないというふうな認識になかなかないとか、その辺もあるのかどうか。何か13人という数字は、結果だけを見るんじゃなくて、どのようにお考えなんでしょうか。実情との関係、実態を反映していると思われるかどうか。

○高齢福祉課職員

認知症の相談対応につきましては、通常の業務として、各地域におたっしや本舗がありますので、まず、そこで相談対応をしております。令和3年度につきましては、認知症に関する相談の延べ件数が1,652件ということで、数多くの相談対応ということをまず地域のおたっしや本舗が各機関とも連携しながら行っております。その中で、どうしても医療や介護に結びつけるのが困難であるとか、症状が激し過ぎて対応に苦慮しているといった特殊な困難な事例ということに関して初期チームへの相談が上がってきます。その中でもまた、通常の支援とか、別の精神疾患かもしれないというようなことで、医療機関での通常の医療で済む場合とか、そういったところもありますので、専門の先生方とかも、その会議にかけてもらいながら、初期チームで対応していくべきものかということも検討しながら進めているところですので、結果的に13件という件数が初期支援チームで対応した件数となっております。

○山下委員

大きく受けながら、ずっと絞りに絞っていったところが13人ということで、つながっているということよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

分かりました。

もう一つ、今度は生活保護のほうなんですけど、124ページの訪問活動経費に関してなんですけど、訪問活動実績で、担当ケースワーカー28名で8,300件ということですけども、平均1人当たりの持ち件数何件、平均の数と、それから最大と最小、分かったらお示してください。

○寺田生活福祉課長

ケースワーカーが今28人おりました、令和4年3月31日現在の世帯数で割りますと1人当たり平均89世帯になります。ただ、常時見守りのある施設とか長期入院の方で、年に1回しか訪問しなくていいような安定したケースについては、会計年度任用職員の6名を配置しまして、こちらが平均112件を担当しています。それで、いわゆる家庭訪問しているような居宅で生活している世帯は、正規の職員22人が平均82世帯を担当しています。少ない担当ですと80件を割って72件であるとか、少ない件数もありますけど、会計年度任用職員の施設のほうになりますと、123件とかの多い件数を持っているケースもありますけど、こちらは施設で入退所も激しいので、その月によって件数が激しく変わるような——死亡されるであるとか、施設を替わる方も結構いらっちゃって、こっちのケースワーカーからこっちのケースワーカーとか、あと子どもの近くで福岡のほうの施設に替わるとかいうことで、ちょっと動きがありますが、大体、厚労省の標準世帯が80世帯と言っていますので、何とかそれに近づけるように工夫しながら対応しています。

○山下委員

分かりました。

先ほどの説明の中で、安定しているところとか高齢の方は年1回と言われたのは、施設入所とか、そういう意味で言われたと理解してよろしいでしょうか。

○寺田生活福祉課長

年1回については、見守りのある施設に入所されている方や長期に入院されてる方が年1回で、その他の居宅で生活されている高齢者の方は、年3回が国の基準になっています。

○山下委員

例えば、夏場の熱中症とか、コロナのときに急変とか、なかなかドア等をたたいても出てこないとか、そういうケースということも時々聞いたりするんですけども、そういう場合は、訪問ではなく電話連絡で安否確認するとか、そんな感じになっているのでしょうか。それとも、夏場は特に、年3回とは言うけれども、ここはちゃんとこうするよというふうな何か目安とか、方針とか、持っていらっしゃるのでしょうか。

○寺田生活福祉課長

大体毎年6月に年金の改定がありまして、皆さんから収入申告書と年金はがきの写しかいただいているんですけども、戻ってこないようなケースもありますので、そちらの高齢者の方とかには訪問とか、あるいは今コロナですので、家庭訪問はちょっと困るとおっしゃる方もいらっしゃいますので、その場合は電話訪問に替えていいという厚労省からの通知もありまして、お電話を差し上げて郵送をお願いしたりとか、どうしても電話で連絡が取れない場合はおうちのほうに訪問して、夏場はできるだけ皆さんと接触できるような工夫はしております。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

就労支援員から、それから精神障がい者退院推進員とか面接指導員、適正保護支援員、年金調査支援員というふうに支援員の名称が掲げられておりますけれども、それぞれ何名いらっしゃるんですか。

○寺田生活福祉課長

就労支援員が今3名おります。精神障がい者退院推進員が精神保健福祉士で1名、診療報酬明細書のレセプト点検員が1名、面接相談員は再任用の正規職員が1名と会計年度任用職員が1名、適正保護支援員は警察のOBで、こちらが1名、年金調査支援員が1名、配置しております。――すみません。就労支援員が令和3年度まで3名でしたが、現在は2名に減っております。訂正させていただきます。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○福井委員

93ページ一番上の敬老行事の交付金ということで、敬老の意を表することを目的として各校区や特別養護老人ホームもということで、この間、いわゆる敬老会の祝賀会というのはほとんどコロナのために中止されているんですが、ここで確認ですけど、交付人数の3万3,817人分というこの数字ですけど、これは自治会に登録された方のみなのか、その辺の確認はどんなふうになっていますか。

○伊東高齢福祉課長

この数字は実際に交付した数なので、佐賀市内の75歳以上の方で今回実施されなかったところを除いた分です。なので、自治会の登録じゃなくて、佐賀市内の75歳以上の数の中で実施されなかったところがありますので、そこを除いた数がこの数だということです。実際に実施されたところの数――実施されなかったところがありますので、そこは支給しなかったということなので、そこを除いた数です。

○村岡委員長

実績ということですね。

○伊東高齢福祉課長

はい。

○福井委員

いやいや、実施しなかったけれども、1人ずつ配っているわけですよね。それは実施したということになるわけでしょ。

○伊東高齢福祉課長

配ることも大丈夫としておりますので、配ったところも入れております。ただ、単純に

それ自体を実施しなかったところがあったので、それは除いております。

○福井委員

その場合、実施してあったらそれでいいんだけど、いわゆる自治会に入会している人たちだけが対象であって、例えば、マンションとかなんとかで自治会に入っていない方の中で75歳以上の方もおられるけれども、それはもともと対象になっていないというふうに我々は認識していたんだけど、それはそうなんですか。

○伊東高齢福祉課長

敬老行事に対しては対象になっています。なので、自治会の方に、入っていなかった方については一緒にお祝いの会に招いてほしい、できればお祝い品だけでもお配りいただきたいということにしておりますので、自治会に入っていない方についても対象としております。

○福井委員

いやいや、現場では自治会に入会していなかったら対象外だよという認識のようなものが一部あるようなんですよ。その辺は、実態は間違いないんですか。

○高齢福祉課職員

今、福井委員がおっしゃられましたように、自治会に入会している人だけが対象となっているのではないかといいるところなんですけれども、市役所のほうでは、補助金の金額を出すために75歳の人数掛ける1,000円ということで積算させていただいております。それを受け取られた地域のほうで、じゃ、誰を対象に、例えば記念品を配付するとか、敬老行事に招くのかということころは、それを受け取られた校区のほうでの判断というふうにさせていただいております。

もちろん市役所としましては、皆様にお声かけなり配付をお願いしますというふうな説明はしております。ただ、実施主体の自治会のほうでそこを判断されているというような現状になっております。以上です。

○福井委員

だから、その辺はやっぱり統一するの何かしないと、問題になってくるんじゃないかというふうなことを思いますよ。実績はこうですというのは分かるんだけど、我々があくまで見ている範囲からすると、自治会に入っていなかったらこれは配る必要ないもんねというようなニュアンスのところがあるわけですよ。ですから、その辺は、やっぱり佐賀市としては現状のままでいくのかというようなことが問題になってくる可能性はありますが、令和3年度分でこういうふうになっているんだけど、そういった問題認識というのはどうなんですか。

○高齢福祉課職員

毎年6月の自治会協議会の中で、各校区の自治会長様方にこの敬老行事補助金の説明をさせていただいております。ですので、その中では、自治会の未加入、加入にかかわらず、

皆様を対象としていただくようお願いしておりますので、今年度、来年度におきましても、そのような形で御理解と御協力を求めていきたいというふうに思っております。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○川副委員

老人センターの件でお聞きします。

92ページの老人センター、5か所ありますけど、その中で大和の利用が令和3年度は161%ということで極端に多くなっておりますけど、この要因を教えてください。

○高齢福祉課職員

大和の老人福祉センターなんですけれども、令和2年度、一昨年前がコロナの影響で利用者が非常に減ったという現状でございます。あとコロナの影響で閉鎖していた期間というのも、令和3年度よりも令和2年度のほうが長い期間閉鎖しておりました。そういった要因もございまして、令和3年度の大和の利用者数が161%というふうに大きく増えたような結果にはなっておりますけれども、現実を見れば、令和2年度が非常に利用者が少なかったという結果になっております。以上です。

○川副委員

それと、各種講座受講者で開成だけがないんですけど、開成はしていないんですか。

○伊東高齢福祉課長

開成老人福祉センターにつきましては、介護のデイサービスを行っております。その関係でスペースがすごく限られているということと、あと駐車場も公民館と共同で使っておりますので、そんなに余裕がないということで、開成では講座は実施していないというところなんです。

○川副委員

老人福祉センターを利用されている方は多分健康な方だと思いますけど、この受講の中に、例えば、介護予防だとか元気アップだとか、そういう類いの講座もされていますか。

○伊東高齢福祉課長

各種講座の内容につきましては、基本的には老人センターのほうで決めてもらっているんですが、実績を見ると、ヨガとか、あと口腔ケア、それとか保健師の講話というのも入っておりますので、介護予防についても十分に対応しているということで認識しております。

○川副委員

ありがとうございました。

次に、93ページのシルバー人材センターの助成事業の件で、1,800万円ほど助成金を出されておりますけど、人材センターの事業収入とか教えてもらっていいですか。

○伊東高齢福祉課長

正確な数字は分からないんですが、シルバー人材センターが各会員にお願いしている事業としては、約2億5,000万円程度かなと思っております。

○川副委員

最後ですけど、令和3年度が1,800万円の助成ということで、この助成金は前年から比べたら増えていますか。

○伊東高齢福祉課長

助成金自体は前年と同額となっております——すみません、シルバー人材センターの事業費自体は少なくなっているんですが、助成金額は同額でした。

○福井委員

ちょっとダブってすみません。もう一回、先ほどの敬老行事の交付金の件で、自治会加入の現場の皆さん方の、いわゆる自治会長の立場ですね。例えば、マンションに住んでいらっしゃる敬老対象者の方たち、結構、赤松校区なんか多いんですよ。相当多いんです。だけど、自治会に入っていない。そういう方たちに1,000円ずつ配るのは大変な業務なんですよ。そういうふうなことがあるとすれば、やっぱり自治会長には配るように言ってくださいよという指示だけじゃなくて、現場の問題点みたいなことをきっちりと吸い上げて——現実に大変です。うちの自治会長は一軒一軒訪ねていくとしても、誰なのか相手が分からんという状態になってしまっているわけですよ。そういうことを考えてみると、現場の状況も吸い上げながら対応を考えてあげないと、ただ、全体にどうぞと言っても難しいものなので、その辺はどういうふうに認識されているのかということをお伺いしたいと思います。

○高齢福祉課職員

福井委員おっしゃられるように、自治会に加入されていない方にどのように配るのかというところなんですけれども、例えば、兵庫校区、ここは自治会の加入率が佐賀市内で一番低くて、約6割となっております。こちらなんですけれども、自治会長と御相談しまして、自治会に加入していない人に加入してもらおうきっかけとしてこの敬老行事の記念品を配りたいというふうにおっしゃられまして、未加入者の方への宛名シールを市役所のほうで御用意いたしております。その宛名シールを使って、加入されていない方にも記念品をお配りしているというような取組が実際地域の中で行われておりますので、そういった事例をほかの校区の方にも御紹介しながら、御理解と御協力を求めていきたいというふうに思っております。

○福井委員

だから、そういうふうなものがあるとなれば、ちゃんとそういう成功事例というか、ほかの全校区に対応できるような方向でやっていかないと、現実に現場は、もうやぐらしかけんが配らんよと、実態はそんなふうになっているのが現状だと思いますので、その辺はぜひよろしくお伺いしたいと思いますけどね。

○伊東高齢福祉課長

分かりました。自治会協議会のほうに、会長会のほうにも参加しておりますので、その分で次回はしっかり確認したいと思っております。

○山下委員

すみません、宛名シールというのは、相手先が分かったシールを渡しているという意味なんですか、どういうものですか。

○伊東高齢福祉課長

住所と氏名が書かれた郵便物に貼るような宛名シールです。

○村岡委員長

印刷済みのやつをお渡しするということですね。

○伊東高齢福祉課長

そうです。

○山下委員

そしたら、それは郵送するわけにはいかないけど、それに基づいて訪問して届けるということなんですか。

○伊東高齢福祉課長

大体各校区、直接その住所を見ながら訪問して配られているところがほとんどです。

○山下委員

今、各校区と言われたんですが、兵庫以外にもそういう——端的なところで、加入率6割の兵庫を言われたと思うんですが、今そうやって自治会以外のところでやっているという取組がどれぐらいの校区でというのは分かりますか。

○伊東高齢福祉課長

すみません、完全に把握はできていないんですけども、佐賀市全体の自治会加入率が今8割ちょっと切っているぐらいということで、各校区、希望される場所には先ほど申し上げました宛名シールのほうをお渡ししております。ですので、そのシールを使われて、加入されていない方につきましても記念品を配付されるということに御利用いただいております。

○山下委員

先ほどから6月のときに説明していますという中には、今のような宛名シールのことなんかもちょうんと知らせてあるということでしょうか。

○伊東高齢福祉課長

御指摘のとおりです。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑がないようですので、ここでお昼の休憩を取りたいというふうに思います。午後は4款1項からの再開となりますので、1時10分から再開したいと思います。お疲れさまでした。

◎午後0時07分～午後1時09分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

執行部のほうにお願いいたします。決算でボリュームがありますので、説明、また答弁については簡潔によろしくお願いいたします。委員の皆様につきましても、質問の趣旨を明確にして質問のほうをお願いしたいと思います。

では、歳出4款1項の保健福祉部所管分について執行部に説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出4款関係分 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

19番の資料の133ページ、不妊治療についてなんですけれども、その効果とといいますか、妊娠、出産に至った件数、受診者で100%なのかどうか、そこら辺分かりませんので、教えてください。

○健康づくり課職員

不妊治療の評価ですけれども、まず妊娠率ですけれども、令和3年度の妊娠率としては29.1%となっていて、439件の助成をしております。令和2年度に拡充しまして、令和2年度、拡充した年は特定不妊治療というよりも人工授精の件数が伸びておりまして、拡充したことによって、まずは人工授精から特定不妊治療をしようという行動に多分結びついたのでないかと思うんですけれども、令和2年度に人工授精された方が結局、令和3年度、特定不妊治療に結びついて件数が伸びております。そういう実績は出ております。

○松永憲明委員

ここの数字で439件というのは、実際妊娠された件数ということですね。先ほどの説明はそういうことだったんですか。全体の数が幾ら補助して、何人に補助して、その中で実際妊娠に至った件数というのでお答えいただきたいんですけど。

○健康づくり課職員

すみません、その分はお調べて言ってよろしいですか。資料を多分持っていると思うんですけれども、すぐ出てこないのです。すみません。

○村岡委員長

横から説明があっっていますけど、大丈夫ですか。

○健康づくり課職員

439件のうち29.1%が妊娠されたということによろしいですか。

○松永憲明委員

ちなみに、令和元年、あるいは令和2年との比較でこの件数がどうなっているのか分かりますか。

○健康づくり課職員

すみません、件数ではなくて割合になりますけれども、令和元年度は助成件数が242件のうち妊娠率が33.9%です。令和2年度は、助成件数が313件のうち妊娠率は24.8%ということになっております。

○松永憲明委員

佐賀市のほうはこういった助成制度を設けられたということで、かなり助かっている方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。他の自治体関係に聞けば、まだこういった制度がないということは結構多くて、佐賀市はよくこれだけ頑張っていたなというふうに評価いたします。ただ、どうしても妊娠率のパーセンテージがそこまで高くないということだと思うんですね。そこら辺については何か別途方法というのがございますか。

○古田健康づくり課長

妊娠するしないということで、なるべく不妊治療等も受けやすいような環境整備ということで助成制度を行政としては行っていますが、その先、妊娠に至るかどうかというのは、やはり個人の体の具合でもありますし、治療の状況でもありますので、そこはうちのほうからは——それを周囲から支えるということしかできないかなと思っております。

○松永憲明委員

それぞれの個々の状況が異なるということで、一概には言えないということだろうと思うんです。

○村岡委員長

件数、妊娠率ともに年度を追うごとに伸びているという結果と見ていいということですね。

○松永憲明委員

そういう結果であるということで確認させていただいて結構です。後でまた思い出したら聞きます。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○川崎委員

同じく133ページの母子保健情報アプリというのがありますけれども、これは、それぞれの個人の携帯か何かに入っているもので、そのアプリの開発費が85万円ということですかね。

○古田健康づくり課長

この85万円というのはアプリの運用に係る経費でございます。経費は機器保守点検に係る費用と通信料になっております。

○川崎委員

アプリがよく見えないんですけれども、これは利用者ですから、六千幾らの方々が自分の携帯か何かに入れているんですか。

○古田健康づくり課長

おっしゃるとおりでございます。それぞれのスマホのほうにアプリをダウンロードしていただいて、御使用いただいております。

○川崎委員

タブレット等を活用するというくだりの部分は、それとは別にタブレットが何台かあるということで、その通信費が先ほどの金額に入っているということですかね。

○健康づくり課職員

そのとおりです。タブレットの通信料プラス保守点検で合算して、85万2,000円になっております。

○諸富委員

その母子保健情報アプリというのは、もし違ったらすみませんが、にこさかのアプリのことですか。

○古田健康づくり課長

そのとおりでございます。

○諸富委員

にこさかは私もダウンロードしているんですけれども、どういうふうを活用しているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

○健康づくり課職員

このアプリは機能が6つついておりまして、育児ガイド、あとカレンダー機能、症状カメラ、施設マップ、成長記録、アルバムということで機能を6つ設けております。その機能の中で、例えば、育児ガイドでしたら、おむつのかぶれとかはどうしたらいいかというような内容で、そちらのほうを押していただいたら対処法が書いてあるとか、あとカレンダーについては、自分が今度予防接種の予約を入れているのであれば、カレンダーのところに登録していただいて、その日が来たら画面上に現れるとかいうのを6つ機能を設けていまして、一番アクセスが多いのはやっぱり育児ガイドとか、あと成長記録ということで、自分が体重測定した分を記録して成長記録として使っていただいているようなのが一番多くアプリとしては利用されているようです。

○諸富委員

アプリ登録件数、この6,355件というのは、開発されてからの累積になるんですね。

○健康づくり課職員

はい。

○諸富委員

では、単年度でどれだけの方がアクティブユーザーで活用されているとか、アクセス件数とかは分かるのでしょうか。

○健康づくり課職員

単年度ではなくて累積になっておりまして、令和3年3月31日時点が5,728件でした。令和2年度から令和3年度で大体627件ほどなので、1,000件まではいかないんですけど、500件ちょっとぐらい、大体そのぐらい毎年増えているような感じです。

○松永憲明委員

すみません、先ほどど忘れしておりまして、不妊治療する病院の数なんですけれども、私が知ったのは10年以上前だったんですけども、大川の高木病院というところがこれをやっているという話を聞いて、たまたま同じ職場で子どもが欲しいけれども、なかなかできないという方と話をした中で、その情報を教えたら、早速行かれて、無事、子どもができたということで大変喜ばれたケースがあるんですよ。私の子どもも今、県外におりますけれども、これも大変な状況で、なかなかできずに相当なお金がかかったんですよ。近くに病院があれば一番いいと思うので、市内、市外でどれぐらいの対象、これを治療する病院があるのか、分かれば教えてください。

○健康づくり課職員

すみません、医療機関は市内で言えば大隈産婦人科だけですね。あとは福岡になると高木病院、あと北九州にあるセントマザーですね。うちのほうの申請されている医療機関としては、大隈産婦人科と高木病院が一番多いです。以上です。

○松永憲明委員

ちなみに金額的にはどれぐらいかかるんですか。そして、この助成は1件につきどれぐらいの助成金額か、金額を教えてください。

○古田健康づくり課長

不妊治療の費用というのは、その方の状況とか、どういった治療を施すかによってかなり大きく開いて、数十万円は大体平均的にかかっている状況です。

○健康づくり課職員

大体人工授精だと3万円から5万円ぐらいですかね。あと、体外受精だと40万円から50万円ぐらい、顕微になりますと60万円ちょっと超えるぐらいだと思います。そのうち、助成としましては、まず県のほうに助成を申請していただいて、その残りの金額の7割をうちのほうがお支払いするというので、特定不妊治療については最大20万円までうちのほうで出しております。それで、5年間でしたけれども、4月からは保険に替わっておりますので、個人によって金額には差があられると思います。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○山下委員

一番最初に単純な話ですが、19の資料の129ページ、職員数の御説明で47人とおっしゃったように思うんですが、ここに46人と書かれているんですけど、会計年度任用職員を足しても48なんです。

○古田健康づくり課長

129ページに記載しております令和3年度末の46人のことですかね。

○山下委員

はい

○古田健康づくり課長

46人、この中に2人、ワクチン接種対策室の職員、それから、引き算しますと44名になるんですけども、健康づくり課は通常45名おります。ただ、令和3年度につきましては、年度の途中で職員が異動いたしまして、年度末時点では1名減員になっていたために合計で46人となっているものです。

○村岡委員長

通常45人に会計が2名のところ、令和3年度は1人少なかったので、44名で、会計年度2人で46になったということですかね。

○古田健康づくり課長

最初17番の資料で説明したときの45人と2人というのは、これは全部、正規職員の人数でございます。この129ページでそれに該当するのは、職員数というところの46人ですね。これが年間に何人分の人件費を使ったかということになるとトータルで47人になるんですが、ここはあくまで令和3年度末の時点の人数ですので、その時点では1名減っていたということでございます。

○山下委員

134ページの健康教育事業の中の2つ目の食育推進事業なんですけど、これは3つ目のポツで食育推進基本計画の推進とありますよね。後のほうに、策定の次に令和4年にかかる予算項目も出てきていましたけど、この食育推進に関しては地域での取組が中心になっているんだろうと思いますが、食育推進基本計画全体はこの健康づくり課で所管しているとなると、例えば、学校給食とか、そういうところとの連携なんかに関してはどういうふう位置づけてこられたのでしょうか。

○古田健康づくり課長

食育の話ですけども、食育というと非常に内容が広うございまして、食育的な要素ということになりますと、それは健康面からの食育へのアプローチ、それから、食材ということになりますと農業振興課とも連携することはございます。また、すぐ出てきませんが、食育的な取組というのはいろんな部署のいろんな事業に含まれておりますので、食育

推進事業の取りまとめとか、県に報告したりするんですけど、そういうときは関係する部署に照会をかけて取りまとめたりはしております。また、協議会等を開催するときも、いろんな関係部署から出席いただいて協議しているところがございます。

○山下委員

ここの食育推進協議会の会員団体数40団体の中の庁内12課を含むというのが、そのいろんな部署という意味なんですね。そういうことですね。

そうすると、年に1回というふうになっているんですが、それ以外のところでの連携というのは、具体的に情報交換とかなんかというのはされているんでしょうか。要するに年に1回開いたら、この間どうでしたとかいう報告とかまとめに多分なってしまうんだと思うんですが、日常的に現場との関係でというときにはどのような取組をされているんですか。

○古田健康づくり課長

その協議会の開催自体は年に1回とかいうことになるんですけども、そこには食育に関わるいろんな立場の方がお集まりになりまして、そのときにやはりいろいろ名刺交換したりお話をされたりで、ネットワークづくりにつながっているという面がございます。それで、会議自体では年間の報告とか、ちょっとした情報交換にとどまるかもしれませんが、その後、お互いに連絡を取り合ったり、また、会議が終わった後、何人が集まってお話をされたりしていますので、そういったことの積み重ねがネットワークの形成につながっていくのかなと思っておりますし、また実際、何か事業をするに当たって、あの人とちょっと関係を持ちたいとか、そういうことを思っている方がかなりいらっしゃるので、こういった機会に顔つなぎといいますか、お知り合いになって、実際その後、事業で協力したりしておられるというような報告もそのときの協議会で発表されております。

○山下委員

分かりました。

じゃ、次は別件で救急医療対策費に関してですが、143ページです。これは、病院群輪番制病院運営経費は21医療機関が関わっていると書かれているんですが、在宅当番のほうは、ここに直接関わっている医療機関は増えていますか。要するにどれぐらいあって、その推移というか、数はどうなっているかというのはわかりますか。

○古田健康づくり課長

すみません、現在の数が正確に幾らというのはちょっと分かりませんが、医師会のほうにこの運営を委託しておりますので、医師会の会員の医療機関、そういったところに対応していただいております。

○山下委員

もちろん医師会の医療機関だと思いますが、この事業に実際に協力できるところとそうでないところというのが出てくるのではないかなと推測しながら聞いているんですが、そ

こら辺の何というんですか、一部に負担がかかっているとか、今までは協力していたけど、もうできなくなりましたとかという、そういう動きがなかったかどうかという把握はされていないでしょうか。

○村岡委員長

例えば、医師会からそういう申出があったとか、現状こういうことですかという話が。

○古田健康づくり課長

すみません、そういったものが全くないと言われるとちょっとそこは分からないところですけど、特に在宅当番制に関して何か問題があったというような話は今のところ聞いておりませんので、順調といいますか、うまく回っているのではないかと考えております。

○山下委員

聞いていないわけですよ。聞いたけど、そういう声が上がっていないという意味なのか、聞いていないということなのかでちょっと違って来るように思うんですが、あまりそこは意識されていないということなんですかね。

○古田健康づくり課長

あえて、その在宅当番医制度で何か問題がありますかというような問いかけはしたことはございませんが、医師会の事務局のほうとは頻りにやり取りさせていただいておりますので、そういった問題があれば、必ずうちのほうに情報は来るものと思っております。今のところ、そういった話は聞いておりませんので、少なくとも大きな問題は起こっていないと考えております。

○山下委員

いろいろ意見交換の場もあるんだろうと思いますので、例えば、連休中と、それから年末年始では開いてある科が違うじゃないですか。年末年始には眼科、耳鼻科が入っているけれども、5月の連休という結構長い期間のところにはそれがないとかいうことで、そこはなかなか入りにくいからそうなっているのかとか、つまり、市民から見れば眼科、耳鼻科もあってほしいと思ったりしても、それを担うところがないとか、そういうケースがあるからこうなってしまうのかとか、そこら辺なんかは本当は中身をもう少し聞いてもらう必要がないのかなと思うんです。だから、要するに意見交換の場なんかのときにそういう視点でお話をしたりとかはされていないんですかね。要するに医師会側から何か言ってくるまでは、市からはあまり聞かない状態ですか。

○大城保健福祉部長

医師会とは、事務局とは随時話はしているんですよ。それで、先生たちとも、特に役員の方とか年に1回は、我々が委託している事業については結果を報告して、今後どうしましょうということで話をしています。

それから、今、古田課長のほうから言いましたけど、そういった病院でお困りのことはないかということですけども、実際関係はないんですけども、コロナの発熱外来でか

なり逼迫してきているというような状況で、そういった話は我々のほうには医師会のほうからずっと伝わってきております。それで、当番医のこの制度というのは、もちろん我々も委託しているわけですが、医師会も市民を守るという自分たちの責任としてやられていますので、ここは責任を持って割当てを医療機関にされていますので、お互い連携を取りながら、困り事が先ほど山下委員が言われたようにほかの科目にもあるとかいうことであれば、年に何回かはお話をしていますので、その中で議題としてそういったことを話してもいいかなと思っています。

○村岡委員長

ほか、御質疑ないでしょうか。

○山下委員

最後に、142ページのコロナワクチン接種後の医療費及び医療手当の支給、1名、4万8,620円ということですが、算定の内訳というのはわかりますか。どの部分に対して4万8,620円だったのか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

こちらは医療費が1万1,620円、医療手当が3万7,000円で、これは通院3日以上の場合の国が定めた額になっています。以上です。

○山下委員

これは通院3日以上、増えたら増える部分ですかね。3万7,000円というのは、日数が増えたら増えていく部分、それとも……

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

通院の場合が3日未満と3日以上に分かれていますので、毎月3日以上だと——今年度に入って100円落ちていきますけど、その額が算定されると。だから、通院3日以上が2か月続くと、その倍の金額ということですよ。

○山下委員

1か月に3日以上あったら3万7,000円で、その状態が2か月になったら7万4,000円になるということですよ。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

はい

○山下委員

了解しました。

○村岡委員長

ほかに御質疑がある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑がないようでございますので、以上で保健福祉部についての審査を終了します。

1時間を超えていますので、ここで一旦休憩して、次は教育部のほうに移りたいと思います。2時15分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

保健福祉部の皆様ありがとうございました。

◎午後2時05分～午後2時13分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

それでは、第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出10款1項から3項について執行部のほうに説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款関係分 説明

○村岡委員長

では、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川崎委員

資料番号19番の268ページですけれども、一番下の学校人権・同和教育推進事業ですけれども、この決算の内訳は分かかりますか。

○学校教育課職員

人権・同和教育推進事業に関しましては、報償金、旅費、消耗品、光熱費、手数料、その他委託料に支払いを行っています。以上です。

○村岡委員長

内訳ですから、それぞれどれくらいと言ってください。

○学校教育課職員

報償費について33万円ほど、旅費については13万9,000円、消耗品について3万円、光熱費1万6,000円、手数料3万1,000円、その他委託料に6万2,000円になっております。その他負担金についてもございまして、こちらが29万6,000円と170万円になっています。以上です。

○川崎委員

足して500万円にはならないようですが、何か大きいのがないですか。

○学校教育課職員

指導員の人件費になります。

○村岡委員長

何名。

○学校教育課職員

1名です。

○川崎委員

この佐賀市人権・同和教育研究会というのは多分学校にあるんだと思いますけど、どこ

に事務局がありますか。

○中村教育長

事務局という教育センターみたいな建物があるわけではなくて、児童・生徒支援教員が定期的に集まって会議をしたり、研修を進めたりしているもので、事務局長とか事務局次長とかいう役職はありますが、事務局という建物等があるわけではございません。

○川崎委員

分かりました。今、人権・同和教育に係る児童・生徒支援教員は合計何名いらっしゃいますか。

(「後ほどお答えします」と呼ぶ者あり)

○村岡委員長

川崎委員、質問を続けられますか。いいですか。

○川崎委員

はい。

○村岡委員長

では、ほか。

○松永憲明委員

2つあるんですけど、まず1つ目、資料19番の275ページなんですけど、屋外トイレの件なんです。これは小学校2校上がっているんですけども、どういった仕様になっているのか、教えてください。

○豊田教育総務課長

それまで男女の区別がなくて、古くなっていたというものを男女別の形にしておりまして、男子トイレのほうが、小便器が2つ、大便器が1つ。女子トイレのほうが大便器2つ分を整備しております。以上です。

○松永憲明委員

近年、みんなのトイレという言い方をしているものが設置されてきている状況にあります。つまり、男女の性の区別といいますか、いろんな方がおられまして、そういったトイレが必要であるということで、自治体の中ではそういったものを屋外に造っているところもあるわけですね。学校の職員からもそういった要望等が私のほうには寄せられて、個別には教育委員会のほうにもお願いしてきたところですけども、そういったものについての検討はなされたのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○教育総務課職員

一応最近そういうふうな要望はございますけれど、嘉瀬と開成のほうで工事が終わった分については、今までどおり男女に分かれた分で設置しております。ただ、その中にバリアフリーといいますか、別室の個室を造ると、今、扉がなくてブースで閉じる形なので、管理上、屋外に扉があると非常に難しい問題が出ることもあるので、慎重に検討してい

たいと思っているところです。

○松永憲明委員

今言われたところがよく分からないんですけども、問題があるというのはどこに問題があるのか、その認識はどうなんですか。

○教育総務課職員

誰でも使えるように、屋外で管理できないところに扉付きの大きなものを表に見せると、利用上、どういうふうにされているか分からないし、夜間等の戸締まり等、その辺が学校ではちょっと難しいところもありますので、現在は、入るところは全く扉はなくて、ただのトイレブースだけの形にしておりますので、その辺はよその分を研究するなりなんかで必要であれば後は考えないといけないと思いますけれど、現時点ではそこで今止まっている状態で、整備を終わっている形になっております。

○村岡委員長

ニュアンスでいうと防犯上のことということですね。

○教育総務課職員

はい。

○松永憲明委員

バリアフリー等も含めまして、今後さらに検討していくと思うんですよ。ぜひ学校の職員の意見だとか要望、そういったものをしっかり吸い上げていただきたいなと思いますので、この件はこれでいいです。

それから次に、特別支援教育用のタブレットパソコンの件についてお伺いいたします。小学校については273ページ、158台、それから、中学校については279ページに46台というふうに上げられていますけれども、通常学級と特別支援学級でタブレットパソコンの仕様が違っているというふうに聞いているところですが、実際指導するに当たって先生たちからやっぱり同じものがいいというような御意見も私のほうには届けられておりますけれども、その点についての認識をお伺いします。

○米倉学校教育課長

特別支援用のパソコンを先に入れまして——特別支援教育にはやはりタブレットが必要ということが言われましたので、特別支援学級担任の先生方に集まっていたいで話合いましたときに、i P a dのほうが特別支援学級の子どもたちには使い勝手がいいと言われたので、先に購入したわけです。そして、急にG I G Aスクールで全員持たせるとなったものですから、先に与えたものを無駄にすることもできませんでしたので、特別支援学級については今のところi P a dになっておりますが、学校からそういう要望があっていることは重々分かっておりますので、更新のたびに変えていくように考えているところでございます。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○諸富委員

2つお尋ねします。

19番の資料の266ページのくすの実の令和3年度の入級者が30人、体験が40人、卒級者が5人というのは、これはどう受け止めていいのか、説明いただけたらなと思います。

○米倉学校教育課長

卒級者というのは中学3年生でございますので、そのときに中学3年生が5名いて、卒級したということでございます。

○諸富委員

では、学年ごとの人数の内訳はわかりますか。中学3年生が5人というのは分かりました。中学3年生は全員卒業したということでしょうか。

○学校教育課職員

トータルの人数なんですが、今資料が手持ちになくて、学年ごとには、すみません、お答えできません。

○村岡委員長

調べたら答えられますか。

○学校教育課職員

答えられます。

○村岡委員長

どれぐらいで答えられますか。

○米倉学校教育課長

今から調べてお答えします。

○村岡委員長

じゃ、質問を続けますね。

○諸富委員

くすの実の人数のことなんですけど、令和3年度は中学校3年生が5人で卒業したということで、前年度の令和2年度は中学校3年生が24人いたという……

(「はい」と呼ぶ者あり)

それじゃ、大分学年、年度によって人数にばらつきがあるということでもいいですか。

○米倉学校教育課長

卒業者ということはそういうことになりますので、学年によって、その年度によって全然違うということでございます。

○諸富委員

あともう一点、267ページの放課後等補充学習支援事業についてお尋ねしたいのですが、どこの学校でとか、どこでとか、何人に対してとか分かれば、この670万円の内訳をお願い

いしたいです。

○米倉学校教育課長

令和3年度は指導員110名で指導しているところでございます。全ての中学校で行っています。大体各学校124時間配当しております。8校だけ、希望があったことによって25時間を追加配当している学校がございます。成章中、昭栄中、芙蓉中、城西中、富士中、松梅中、川副中、東与賀中については1校当たり25時間分を追加配分しております。

○諸富委員

では、110名の方に1時間当たりの時給とかで報酬をお渡ししている金額ということではないでしょうか。

○米倉学校教育課長

講師謝金につきましては、1時間当たり2,780円でございます。

○諸富委員

それはどういった方が指導に当たられているか分かりますか。

○米倉学校教育課長

様々でございますが、大学生をお願いしている学校もあれば、地域の方等をお願いしている学校もございます。地域の方というか、地元の方ですね。

○諸富委員

それは学校側にお任せしている感じですか。

○米倉学校教育課長

学校側で探していただくようにしております。

先ほどの人権・同和教育のことについてお答えさせていただきます。

支援教員は11名でございます。

それから、内訳のことについて、もう一度、言い間違っているところがあったみたいですので、私が読み上げさせていただきます。よろしいでしょうか。

会計年度任用職員の報酬として240万円ほどです。社会保険料が40万円ほど、報償金が21万円ほど、あと花久保学習棟のいろいろな経費、あそこはくみ取り式になっったりもするものですから3万1,000円、また、除草も行っておりますので、その委託料等が6万円、負担金が29万円、補助費が170万円ほどとなっております。以上です。

○村岡委員長

川崎委員、この点についての質問は特にはないですね。

○川崎委員

はい。

○村岡委員長

分かりました。

では、ほかに御質疑のある方。

○山下委員

266ページになるかとは思いますが、265ページの不登校対策から不登校児童生徒支援事業あたりにかかってくる部分なんですけれども、不登校児童生徒支援事業はNPOに委託されていますよね。そのほかはスクールカウンセラーの配置だとかということになっているんですが、いわゆるスクールソーシャルワーカーの位置づけというのはないんですか。

○米倉学校教育課長

スクールソーシャルワーカーにつきましては県の事業となっておりますので、配置等とか、学校を回ることにについて相談等は受けますが、こちらの事業としては上がっていないところでございます。

○山下委員

それは市が要望すれば配置が受けられるわけですか。それで、市として要望はしていないということなんですかね。

○米倉学校教育課長

配置は県から受けておりますので、各学校には回っていただいているところでございますので、この学校にスクールソーシャルワーカーを配置するというはこちらではしているところですが、事業として行ってはいないということです。予算化がされていないということです。不登校対策の話合いには来ていただいています。

○山下委員

スクールカウンセラーの場合は、学校に配置されたところに主におられて、そこで相談を受けるというイメージでいいですかね、その対応状況。

○米倉学校教育課長

17名いらっしゃいますので、どの学校とどの学校をどの方をお願いするということをお願いして、月に時間割を決めて、その日はそこに常駐していただいて、1こまずつずつと相談を受けていただくということをしております。

○山下委員

あともう一つのNPOに委託しての学習支援員の20名の方については、対象児童が254人ということなんですけれども、20名の学習支援員というのはどうなんですか。一方、NPO側でもなかなか定着が難しいという話を聞いたりすることもあるんですが、対象の児童とその支援員との関係が継続的に支援できる状態にあるのかどうかということなんかは、何か把握されていますか。

○米倉学校教育課長

学校からの要望で継続等は、希望された場合にはそのようなことを考えながら配置しておりますので、人間関係についても考慮しているところでございます。

○山下委員

NPOのほうでの学習支援員20人を安定的に確保することができているかどうか、

そこはどうか。

○米倉学校教育課長

確かに募集をかけてもなかなか集まらないということで、ちょっと空いていたりすることはございますので、いろいろハローワーク等とも連携しながら、募集をずっとかけているところでございます。

○山下委員

私、スクールソーシャルワーカーの方に聞いた話なんですけど、例えば、ケースを抱えた児童・生徒の方との関係というのは、不登校の場合、結構心を開くのに時間がかかって、だからまず話をしましょう、話を聞こうというところに至るまでにかなり時間がかかって、ようやく心を開いたところから少しずつ少しずついろんな関わりが生まれてくるということがあるというときに、NPOだけに頼っていると、そっちも人がなかなか集まらなくて、細切れになったり、人がくるくる替わったりして、せっかく人間関係ができてきたところでまたくると替わるとか、そういうケースがあって、もうちょっとそこら辺を考えたほうがいいんじゃないかという意見を聞いたことがあるんですけど、その辺の課題というか、どのように認識されているでしょうか。

○米倉学校教育課長

現在なかなか募集してもということがございますので、学校教育課で学校生活支援員とか特別支援教育支援員とか、いろんなことを募集する中で、この方どうですかということ、をスチューデント・サポート・フェイスのほうに紹介したりとかして、こちらからもできるだけ補充できるように考えながら連携を取っているところでございます。急に辞められたりする方もいらっしゃるんで、そこはちょっと難しいところではございますが、子どもたちとの人間関係も大切な職業でございますので、希望を聞きながら対応しているところではございます。

○川崎委員

昨年度の職員録と今年の職員録で、どなたがどこに配置されているかを見てみたら、半分ぐらい替わっているんですね。スチューデント・サポート・フェイスに委託されている指導者の方がですね。だから、民間に依頼するというのもあるかも分かりませんが、これを市のほうで直接雇用はできないんですかね。

○学校教育課職員

1つ目の質問の配置についてですけれども、昨年度、ちょうど12月ぐらいから1月にかけて、各学校のほうへの聞き取りを行っております。まずは、その学校のほうで学習支援員の配置の希望があるかどうかということと、配置が上がった学校の中で、あとはその学校に対して何人の支援員を割り振ることができるのかというところをSSFのほうと話合いました。やはり費用の問題もありますので、なかなか人数を増やすことが難しいという中で、一校でも多くの学校の要望に応えるために、お一人が2校兼務という形でこちらとし

ではお願いしていたところなんですけれども、2校兼務になるとお一人の負担が非常に大きくなると、子どもたち、保護者との関係もつくるのが難しいということで、なかなかお一人で2校兼務していただける方が見つからないという状況の中で、20名の支援員の方をできるだけ多くの学校に配置しようということで、SSFと話し合いをしております。全ての要望にお応えするのは難しいんですけれども、最善の形でSSFに所属されている学習支援員がまず同一の学校で継続を希望されるかどうかということと、あとはSSFの見立ての中で、その先生は小学校よりも中学校の先生がよくないかとか、逆に中学校よりも小学校のほうがよくないかという辺りを考慮した上で今年度の配置になっているという現状がございます。以上です。

○山下委員

先ほど、スクールソーシャルワーカーの位置づけに関しては話し合いのところには来てもらっているとと言われていたんですが、スクールソーシャルワーカーからの提言とか、こういう点ではもうちょっとこうできるんじゃないかとかというふうな、そんな話というのはないんですか。

○学校教育課職員

学校からの要望によってスクールソーシャルワーカーのほうが学校に訪問させていただいて、ケース会議によく参加させていただいています。あと学校の教育相談部会が毎週行われたりしていますが、そこに定期的に入って、学校の教育相談体制へアドバイスを行ったり、気になるお子様の関係機関との連携についてのアドバイスを行ったり、結構密に関わっていただいているという現状がございます。

○山下委員

例えば、サポート相談員とか学習支援員の場合、どこまで入っていけるのかというのが、その生徒個人だけとの関わりになっていく可能性があるんじゃないかと思ってですね。だけれども、世帯のいろんな問題を抱えている背景がやっぱりあって、よく福祉まるごと相談で社協が関わって、CSWが入ってもらったりして、世帯全体の状態、ダブルケアの問題があったりとか、そういうところまで踏み込んで、どういう支援をしたほうがいいだろうかということも含めての支援でようやく解決の糸口の方向性が見えるとか、そういうこともあると思うんですが、家庭の中にまで入るとしたらスクールソーシャルワーカーのほうがより踏み込めるとすると、もうちょっとそこら辺の連携を強めるとか、もっとその人たちが働いてつなぎ役をすとかということができたほうが、その生徒個人だけとの関わりじゃなくて、丸ごと見ていくという考えがないといけないのではないかなと感じるんですけど、その辺での考え方というのはないんですか。

○米倉学校教育課長

スクールソーシャルワーカーが福祉的な面で家庭支援を行いますので、その連携と、うちにサポート相談員といたしまして、不登校の子の家を回りながら保護者と面談する者を

6人雇っております。それと学習支援員、また、くすの実、全部合わせて不登校対策会議を毎月開いておりますので、そこで必ず連携を行うようにはしているところでございます。また、各学校もスクールソーシャルワーカーに希望を出して、ケース会議等にも入ってもらっていますので、家庭の状況等も学校には説明しているところでございます。

○山下委員

そうすると、サポート相談員は家庭の中にまで入って相談を受けるという状態がつくれているんですか。

○米倉学校教育課長

サポート相談員は、ひきこもりがちで学校になかなか来れないところを回るようにしておりますので、家庭に回ることが多いことになります。

○山下委員

そしたら、これは1人当たりどれぐらい持っているかといったら、6で割った感じで件数は考えたらいいんですかね。具体的にはどんな状態ですか。

○学校教育課職員

中学校区を基本に、大規模校、小規模校合わせて6名おります。北部の小規模校が多いところは4校を1つにまとめて、例えば、その北部を担当しているサポート相談員は城北中、金泉中、北部4校というような形で、対応する児童・生徒、御家庭の数が大体平均になるような形で分けさせていただいているところでございます。

○村岡委員長

では、先ほどの。

○米倉学校教育課長

くすの実の入級者の学年ですけれども、4年生が1名、5年生が4名、6年生が3名の小学生8名です。中学生は、1年生が1名、2年生が18名、3年生が5名の24名、8足す24で32人というふうになっております。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○松永憲明委員

スクールソーシャルワーカーは、確かに県の事業で行われているわけですがけれども、そもそも全県的な人数配置が少ないんですよ。だから、1人の方が受け持っているエリアというのがかなり広範なエリアを担当されておまして、しょっちゅうあっち行ったりこっち行ったりで大変だと、実際その話を聞いたわけなんです。ですから、これは全県市町から県に要望を上げて、もっと増やしてほしいと。そして、佐賀市なら佐賀市に1名は配置していただけないとか、そういった要望をぜひ教育長あたりから言っていただきたいと思うんですけれども、そういったケースは今までなかったですか。

○中村教育長

カウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの配置の増の要望は、県や国には毎年のようにしております。来年度の概算要求でも、スクールソーシャルワーカーの増員というのを時間増も含めて文科省が出しているんですけども、実際予算を全て国が出してくれるわけじゃないので、やっぱり県の部分もありますので、あとは県のほうにも要望を出す必要があると思います。

ただ、もう一つ、人材がなかなかいらっしやらないと。福祉も教育分野も両方をしっかりと理解してくださる方が担当しないとなかなか進まないの、そういう面で、ある程度予算があっても人材が集まらないとか、そういうところもございますので、そういう人材育成も含めて今後も要望は続けていきたいと思っております。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○山下委員

補足と言ったらあれなんです、佐賀市に配置されているスクールソーシャルワーカーの方というのは、小・中学校だけじゃなくて、他の自治体も持ってある上に県立高校全体も1人で持ってある方ですよ。となると、一体何だこれという状態だと思うんですよ。でも、そうはいつでも佐賀市としてやっていくべきことというのはいろいろ思っておられて、多分会議の中でも提言とかもされているんだと思うんですが、そういう意味では、松永委員が言われたように人材も含めてなんです、本当に要望はぜひ強めていただかないと、その1名に全てかかっちゃって、ここが壊れたらいなくなるという状態になってしまいかねませんので、その辺は本当に考えていただきたいなと思います。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方はいらっしやいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ございませんので、1時間も経過いたしましたので、一旦休憩を入れさせていただきます。ちょっと短いですが、25分から再開したいと思います。よろしくお祈いします。

◎午後3時18分～午後3時24分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

それでは、令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出10款5項及び6項の教育部及び公民館支援課所管分を説明いただきたいというふうに思います。

では、執行部のほうに説明を求めます。

◎第54号議案 令和3年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第10款関係分 説明

○村岡委員長

では、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑が

ある方は挙手をお願いいたします。

○川崎委員

資料番号19の318ページの一番下ですけれども、フッ化物虫歯予防事業ですが、これは児童・生徒数でもいいですし、学校数でもいいです。大体全体の何割ぐらいが実施しておりますか。

○横田学事課長

実施しているのは、全小学校、それと中学校が富士中学校、北山中学校、東与賀中学校です。実施者が、令和3年度ではこの318ページに記載しております1万1,515人ございまして、対象者全人数が1万2,743人に対しての実施率といたしましては90.4%になります。対象の小・中学校合わせまして、90.4%になります。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○川副委員

資料19の301ページ、成人式開催経費ということで、大和だけが市の施設じゃないということになってはいますが、これはやはりキャパ関係というか、ほかに会場がないということですかね。

○星下社会教育課長

そのような認識でございます。

○川副委員

そしたら、ホテル龍登園ということですので、この使用料はどのくらいかかっていますか。

○社会教育課職員

大和、龍登園の会場借上料が28万円になります。

○川副委員

比較として、そしたらほかの会場は全部佐賀市の施設ですので、これは借上料とかはかかっていないんですかね。

○星下社会教育課長

佐賀が文化会館のほうになりますので、そちらと、あと東与賀のほうはホールになります。

○村岡委員長

かかるんですよ。

○社会教育課職員

文化会館が39万8,000円ほどで、東与賀文化ホールが2万6,900円です。あとは、会場借上料はございません。

○川副委員

別の件ですけど、319ページ、学校体育外部指導者派遣事業ということで、派遣人数が20名ということですけど、外部指導者に対して手当と、あるいは報酬関係は発生していますか。

○横田学事課長

外部指導者の派遣につきましては、1回当たり2,000円といたしまして、年間24回程度の派遣をしておりますので、1人当たり上限としては4万8,000円程度を支給しております。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○山下委員

302ページの市立図書館費の中で、読書活動支援経費のうち、ハンディキャップ宅配サービス13万2,000円とありますが、大体利用実績はどんな感じですか。

○図書館職員

ハンディキャップ宅配サービスの実績ですが、こちらは令和3年度に利用された方が7名で、年間で延べ往復60回利用されております。

○山下委員

これはそのための登録をわざわざするという必要はないんですよね。そのときに申し込めばいいという状況ですか。

○図書館職員

まず、利用者の登録は普通の方と同じように利用者の登録をしていただいて、このハンディキャップのサービスを利用できる方は、例えば、身体障害者手帳をお持ちなどで図書館に来館することが困難な方、かつ家族等の支援が受けられない方を対象に行っております。ハンディキャップサービスを利用するためには、対象者の方のお宅を訪問させていただいて、御家庭の状況とかを確認させていただいて、これはハンディキャップサービスを利用させていただきたいということでこちらのほうが認めた方についてこのサービスを行っております。

○山下委員

そうすると、問合せはもっとあるということでしょうか。

○図書館職員

そうですね、実際に利用されている方以外に問合せはあります。

○山下委員

問合せはどれぐらいあるんですか。

○図書館職員

おおよそですが、昨年度、お電話のお問合せで一、二件はありました。

○山下委員

そうすると、これはあまりまだ知られていない状況ということでしょうか。それとも、何かハードルが高いということになるのだろうかという部分があるんですけども、どうなんですか。

○江頭図書館長

今現在は、図書館ホームページは当然でございますけれども、障がい者福祉サービスというのを障がい福祉課がつくっております。その中に図書館のサービスということで案内しておりますので、障がい者の方には目に留まっていらっしゃるんじゃないかなと思います。

それから、このサービスですけれども、障がいだけではなくて、介護などで来館が困難な方も面談の上で対象とすることもできますので、今後、そういったところの広報などに力を入れていきたいというふうに思っております。

○村岡委員長

では、ほか御質疑のある方。

○諸富委員

19の資料の31ページ、子ども・若者支援事業の専門の相談員という方は何人いらっしゃるのかなということと、あと、支援対象者のうち改善が認められた人の割合とありますけれども、改善というのは具体的にどういったことか、お願いします。

○星下社会教育課長

青少年センターの中に若者支援室ということで設置しております、チュードレント・サポート・フェイスに委託して実施しております。そちらはローテーションで相談員に来ていただいているんですが、今現在8名で回している状況です。もちろん案件につきましては、引継ぎの中で対応しているところでございます。

あと改善率でございますけれども、こちらは厚生労働省のほうも利用しているアセスシートというのを利用しております。5項目、それぞれ5段階というところのアセスシートを活用してまして、その中の1項目でも、第2段から第3段に上がったとか改善が見られたものについて、改善があったということでカウントしてございます。以上です。

○諸富委員

もし分かれば、厚生労働省のアセスシートの5段階内容をお願いしたいです。

○社会教育課職員

アセスシートの5項目につきましてですけど、対人関係、メンタル、ストレス、思考、環境。もう一度申し上げます。対人関係、メンタル、ストレス、思考——考えですね、環境、それぞれを5段階に分けてまして、5段階目が一番軽度に向かうというようなことで、改善があったものが76.1%ということになっております。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方がいらっしゃれば。

○山下委員

今の関連なんです、これもスチューデント・サポート・フェイスへの委託ということですが、そこに携わっているのは何人というふうになっているのでしょうか。この相談に携わる人。

○村岡委員長

先ほど8名……

○山下委員

ああ、8名。それは安定的に確保できていると思ってよろしいのでしょうか。

○社会教育課職員

月曜日から金曜日まで、9時から5時までということで開設しておりますけれども、そこは安定的にローテーションの中で配置していただいております。

○山下委員

以前、子ども・若者に関する白書といいますか、いろんなことを調べて社会教育のほうで作られた冊子が、そういう実績がありました。ずっといろいろ課題が増えてくる中で、そこに書かれていたことがどれだけ実践されているだろうかとか、さらに新たな課題が積み上がってきていることだとかあると思うんですが、参考までに、1回出されたレポート以降、そういう報告とかまとめをしていこうとかいう、そういう話というのはこれまでになかったのでしょうか。

○星下社会教育課長

今、御質問の中にありましたような何かまとめというか、そういったものは今現在、計画ということではしておりませんが、御指摘のように、毎年毎年そのときの報告の内容をずっと聞きながら、打合せさせていただいているところです。ずっと課題とか、そのときの状況とかいうのもやはり傾向がございまして、ここ近年で言いますと、やはりネットですとか、ゲーム依存ですとか、そういったところの青少年の割合が大きくなっているなというところが一つ大きな課題ということで現状認識しているところでございます。

○山下委員

これは意見になるんですが、やっぱりある程度まとめていくというか、せめて何年に一遍でもいいので、まとめたほうが見えてくると思うんですね。だから、最初に1冊目を作られたときには結構網羅されていた中身だったと思うんですが、その後の取組もいろいろと多岐にわたってきている中で、佐賀市の子ども・若者の到達点はどうなっているのかなというところなんかがあって、本来はそういうまとめとかいう話が出てきてもよさそうな感じだと思ったんですが、これは意見ですので、ぜひ検討していただければと思います。

○村岡委員長

今のは意見ということで。

では、ほかに御質疑のある方。

○川副委員

資料19の320ページの学校給食の件ですけど、中部学校給食センター、ここの運営は2,000食が採算ベースということに多分なっていたんじゃないかなと思いますけど、現在、中部学校給食センターにどのくらいの弁当が頼まれているのか、教えてください。

○横田学事課長

令和3年度の決算で言いますと、大体月平均でいきますと、1,930食程度、2,000食を若干切る平均になっております。

○川副委員

これまでの注文推移として、年度年度で見たら2,000食ぐらいで動いているような状況ですかね。

○横田学事課長

委員おっしゃるとおり、2,000食前後で動いて、若干減っているような状況ではございます。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようでございますので、教育部の審査は以上で終了したいと思います。

では、執行部の皆様は退室していただいて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

ちょっと早いですが、入れ替わりもありますので、ここで10分休憩を取りたいと思います。

(発言する者あり)

じゃ、4時5分から再開です。次は富士大和温泉病院です。

◎午後3時58分～午後4時05分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

議案審査に入ります前に、本日、院長先生がお見えでございますので、一言御挨拶いただこうかと思っております。

○杉岡富士大和温泉病院長

よろしく申し上げます。本年4月1日に病院長を拝命しました杉岡隆と申します。委員の皆様方には日頃からの病院運営に関しまして多大なる御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

私はもともと山口県出身で、自治医科大学を卒業して、そのまま地元の山口県でずっと地域医療をしてきました。佐賀大学の医学部に地域医療支援学講座というのが立ち上がる

第62号議案 令和3年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算について、執行部のほうに説明を求めます。

◎第62号議案 令和3年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

コロナ関連の補助金とか、ワクチンの接種や、それから受入れということで、結構公立病院がこれまでずっと赤字であったのが、好生館なんかも含めて黒字転換したり、今回ここもそういう状態になっていますけれども、そこはそこでよかったねと言えると思うんですけども、除いたところというとききちょっと厳しいとおっしゃっていたんですが、もしそれがなかったら実際非常に厳しいという状態ですか。

○古賀富士大和温泉病院事務長

御指摘のとおり、令和2年度も若干その傾向でございましたが、令和3年度も、いわゆる新型コロナ対応ということで補助金等の収入が多うございます。

一つは、入院の延べ患者数といったところでいくと、今年度は1万9,000人ほどとなっております。令和2年度に関しましては、1万8,000人ほどということでございます。ただ、それまでは、延べ患者数としては2万4,000人とか2万5,000人というところで若干の減少傾向はありながらも、そういった数値で推移してきておりました。私どもも、いわゆるコロナ禍と言われる中での補助金収入等々が収束に向かってなくなってきた場合、この辺りは、病院の関係では出口戦略というような言い方をするんですけども、そこは円滑に、まずは元の状態に、回復基調に戻すというところを考えていきたいというふうに思っております。どうしても今は特殊な状況下にあるという理解でございますので、その辺りは考えていきたいと思っております。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようでございますので、以上で富士大和温泉病院の審査を終了したいと思います。

執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様は、初日、5日の日に子育て支援部の資料請求と説明を積み残しておりましたので、引き続き執行部に入れ替わっていただいて、説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では次に、5日の子育て支援部の審査で資料請求のあった件について補足説明資料が提出されておりますので、これについて執行部に説明を求めます。

◎補足説明資料 子育て支援部（決算1、2） 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、まずは資料1のほうについて分けてお伺いしたいと思います。

(発言する者あり)

○山崎子育て総務課長

申し訳ございません。先ほど資料1のほうで説明いたしました中ほどちょっと下の令和4年度のアンケート結果というところで、合計のほうを450人と間違えて報告いたしました。正しくは725人でございます。訂正しておわびさせていただきます。以上です。

○村岡委員長

それでは、改めてこの資料に関して御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

資料、ありがとうございます。

調べ方なんですけど、3年生までは現在の登録児童のみで、4年生以上は全体を網羅した、だから対象となる人以外も含んでいるという御説明なんですけど、全部に流して、現在利用しているかどうかという項目を1個つければ全体のニーズが本当は見えるんだと思うんですね。でないと、3年生を境に母数がちょっと違ってしまいうるか、それはどうなのかなという感じはするんですよ。でないと、3年生の今まで利用している人が今後ほしいかどうかという話と、そうでなく、新たに入ってきた1年生から3年生までということもあるでしょうから、本当は全ての児童世帯を対象にもう一回ちゃんとしたほうがいいんじゃないかなと思います。だから、利用しているかしていないかという項目をつければ済むことだと思うんですがね——というのが1つ。

それともう一つは、そうはいいながらも、令和4年度のほうでこれだけの数が上がって、裏面の校区ごとの希望者数を見ても、漏れなく希望が4年生以上で出ていますよね。その中で、令和3年度の登録児童数との関係でいうと、開成、松梅と北部の富士、北山、三瀬というところにもある意味偏っている。だから、本当は全体がもうちょっと見えるやり方をすべきではないかと思うんですが、どうなんですか。

○村岡委員長

その前にすみません、これは左側が令和3年度の登録数で、右側は令和4年度に新4年生になるということは、3年生の調査がかぶっている。令和4年度に新4年生になる家庭というのは、令和3年度で3年生ですよ。だから、そこの4年生になるときの希望というのはこれに反映された表になるという認識でいいですかね。

○山崎子育て総務課長

この調査の仕方は、令和3年度に実施しておりまして、4年生以上で児童クラブを希望する場合は、何年生までの児童クラブを希望するかということでアンケートを実施しておりますので、こちらに掲載させていただきました令和4年度の新4年生ということになりますと、アンケート時点では3年生に質問して、4年生でも使いたいという結果の数字を上げております。同じように、新5年生と書いているところは令和3年度4年生の児童が5年生でも使いたいという数字で、同じように新6年生でも、令和3年度5年生が新6年生で使いたいという数字を積み上げた数字が725名ということで、この表の左側の令和3年4月という数字と単純に足し上げるような内容にはなっていないところでございまして、4年生以上で、例えば、令和4年度でいったら725名が希望されているというような示し方をしているところでございます。

山下委員の御質問にも引き続きお答えさせていただきますと、一部の地域で待機児童は出ておりますが、3年生まではほぼ受入れができているということで、その登録児童数と、それと先ほどの待機児童数を足したところでいきますと、ニーズのほうはカバーできていんじゃないかということで、今回のアンケートは、3年生まではそのような方向で取らせていただいたところでございます。以上です。

○山下委員

それで、4年生以上に関して、結局利用登録の対象にはならない人も含めてですよと言いながらこの数字が出たことに関してはどのように受け止めておられるのでしょうか。

○山崎子育て総務課長

ほかの自治体の状況等も見てみますと、やはり3年生までは利用の希望がある程度多うございますが、4年生以上になると少しずつ減っていくという傾向は同じでございます。ただ、4年生と5年生のこの数字が逆転しているところではございますが、ある程度、一定の数御希望はあるということが調査結果でも分かったんじゃないかと考えているところでございます。以上です。

○山下委員

しないで考えているよりは、試してみえてくると思うんですが、そうなると、先ほどの説明では各学校で場所の調整をしているということだったんですが、重点的に進めていくとか、あるいは可能性が開けていくとか、そこら辺はどんな状態になっているんですか。

○山崎子育て総務課長

まずは、やはり場所がないと実施することはできませんので、一遍に学校のほうにアンケートして空いていますかといっても、なかなか学校ごとに使われ方というか、今の空いているところがどのような場所なのか、どういう使われ方をしているのかによって、現場に伺ってその現場を見て、先生のお話を伺って見ないと本当に使えるのかというのが分からないもので、ずっと回らせていただいています。場所を確保できたところから、次はこ

ちらのほうにも書いておられますとおり、指導員の確保ということになるんですが、以前から御説明申し上げているとおり、なかなか3年生までの指導員の確保で、今のところ、結構いっぱいというところもございまして、今後どうするかというところは本市のほうでも民間の力を借りながらやってきたというところもございまして、他市の4年生以上についてこれまで取り組んでこられた方策等を研究しながら、うちのほうでも、こちらに書いておられますように指導員確保の方針の検討ということで進めていきたいと考えているところもございまして。以上です。

○山下委員

やっぱりいろんな取組状態が見える化していく上では、4年生以上のニーズは見たところ全ての校区であるので、その中で、場所の調整がついたところはどこなのかとか、その上で指導員がどこまで確保できるのかという、そういう到達が見えるような示し方をさせていただいて、情報共有しながら考えていけるようにしてほしいなと思うんですけども、そこら辺どうですかね。それはつまりは、保護者の方たちに対しても、4年生以上にしてほしいという要望がある中で今こうなんですよということがちゃんと示せるような状態というのはやっぱり必要じゃないかなと思うので、併せてその辺どうですか。

○山崎子育て総務課長

先ほども最後に申し上げましたように、今後は機会あるごとに議会のほうにはその進捗状況をお示ししながら、当然予算等にも関わってくる部分もございまして、報告していきながら分かりやすい説明を心がけていきたいと考えているところでございます。

○川崎委員

質問じゃなくて要望になるんですけども、小学校4年生というとギャングエイジになるんですよ。つまり、結構こずるようになるんです。ですから、従来の人員で増やすというのはかなり危険性があるので、やはり子どもたちが4年生、5年生と学年が上がるにつれ、それだけの指導経験のある人をぜひ増やしていただきたいと思います。

○山崎子育て総務課長

一部ではございますが、4年生以上を受け入れている校区もございまして、そこら辺も研究しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○村岡委員長

ほかにこの件について御質疑のある委員の皆様は、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、決算資料2のほうの内容について、委員の皆様から御質疑があれば挙手をお願いいたします。

○山下委員

終結が56と最初の成果を示す資料のところで言われて、でも実際、中を聞いたら、状況安定と言えるのは17だということですね。だから、18歳到達といたら、裏返して言えば、

結局そこまでには解決できないまま18歳になりましたということでもあると思うんですけども、転出はどこか別の機関に移ったりということなので、登録人数からいって、状況安定とまで言えるのは17なのねと。つまりは、堅く見るとそういうことだと。そうすると、18歳到達までになかなかこの解決まで至っていなかったねというあたりの取り組み方というのは、どんな感じで見られますでしょうか。

○末次こども家庭課長

18歳間近になって初めて本人への虐待で把握される事例というのは少ないんですけども、兄弟児の関係で、下のお子さんへのネグレクトとか身体的虐待とかがあって、上のお子さんも心理的虐待をそのような場合は受けているとか、同じようにネグレクト環境にあるということで、世帯で兄弟児も見るようにになっている関係で、年の多い子どもも要保護児童のまま経過する場合は、兄弟が多い家庭に多いです。どうしてもそのような場合は年少の子どもたちのほうへの支援に注力しがちで、把握した時点で中学生、高校生に年がいつている場合、なかなか直接的な支援が難しい場合があります。ただ、やはりなるべく学校などと連携して、学校に出向いて、子どもと直接会わせていただいて、子どもから家庭状況についての話とか、親御さんとか下の兄弟に対する気持ちなどを聞き取るというような取組を近年心がけています。

ですので、下の子どもたちの問題がなかなか改善しないと、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんだけを最終するということはできにくいんですけども、相談する場所はあるよというような形で直接子ども自身に伝えて、18歳を過ぎても相談機関としての機能は持っているというようなところで伝えていくというようなことをやっているところではあります。

○村岡委員長

では、ほか御質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑がないようですので、執行部の方は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、本日までの決算議案審査に関して現地視察の希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、現地視察の希望はなしということで、次に本日までの決算議案審査において、委員会としての意見・提言を取りまとめる案件の候補があるかないかをお伺いしたいというふうに思っております。

基本的には令和3年度の決算でございますので、まずは令和3年度にということで、特異な案件というか、そういったのが最優先になるかとは思いますが、特になしということではよろしゅうございますか。

○山下委員

すみません、ないというのはちょっとあれなんですけど……

○村岡委員長

もちろん委員長報告等々は当然させていただくということで、その前提の上でということをお願いしたいと思います。

○山下委員

今日、ガイドヘルパーの同行支援の件で質問しましたよね。それが同行支援自体は視覚障がいだけではないので、答弁の中にも視覚障がいだけではないのでとおっしゃっているが、そのヘルパーの実情をちゃんと把握はされていなかったですよ。具体的な例を言いますと、先日、男女共同参画課の関係でイベントがありましたときに、重度の車椅子の方が来ようと思って申し込んだけれども、そのときに同行するヘルパーが来れないということで、だけど自分はどうしても来たかったから、その方はタクシーで会場に来られたというケースがあったんですが、そこで出た話は、ヘルパーがなかなか確保できなくて、障がい者の社会参加とか、いろんなところに出かけたいと思っても同行してくれる人がいない場合があるということで、その辺を本当にこの支援制度の趣旨からいったときに果たしてどうなのかという問題提起的な御発言がそのときにあったんですよ。なので、それで気がついて、意見したり質問したりしていたわけなんですけど、要するに執行部自体がそのヘルパーをちゃんとつかんでいないというところにもちょっとどうなのかなと思ったりしたわけなんです。だから、それをどういうふうに言うかというのは別のあれなんですけど、この実情について、視覚障がい以外にもどういうことがあるかとかいう辺りをもう少し聞けばよかったなと思いつつながら、その辺の問題意識は持っていますという意見です。

○村岡委員長

この点について、委員の皆様、何か御意見と申しますか、感じるどころなど。

整理しますと、執行部としては、いわゆる施設等を中心に27ぐらいの施設に委託しているというような状況ですので、現時点ではなかなかその施設ごとの人数まで把握できていない状況ではなかったというのが答弁ではありました。あくまで内容としては、視覚障がいの方への支援ということでの同行支援という事業であるというような中で、山下委員から提案があったような全般的なというような部分では、当然、事業の守備範囲と申しますか、そういったところでは網羅できていないということですので、仮に提案とすれば、この事業そのものというよりかはもう少し大局で見るような制度設計が必要ではないかなという形にはなります。ただ、そういう提案の仕方では決算の附帯決議とすべきかどうかというところは、委員の皆様のお意見もお伺いしたいかなというふうに思います。

いわゆる決算審査としての事業に対する附帯決議というようなあれだと守備範囲が広がるかなというところがあるので、別の形での提案なり、また、こういうところの課題というのを、まずは調査というか、改めて執行部にはさせていただくことを求めるというようなところで、次のステップを踏むのがいいのかなという――すみません、これは私の個

人的な意見ですので、そういう感じもしているところではあります。

○山下委員

放課後児童クラブに関しては、現時点での調査の仕方は今こうやって出されたんですが、改めてきちんと全体を網羅しながらつかむということがやっぱり必要なんじゃないかと思えますので、そこは意見としてきちんとつけてもらいたいなと思うんですが、どうですかね。つまり、調べる母数が違うというか。だから、今までは利用登録者にしか聞いていなくて、いや、もう少なくなりますもんねという答弁がずっと続いていたんですが、実際全部聞いてみたらあるじゃないかと。じゃ、本当に1、2、3年も含めて、1回きちんと調べるということは求めるべきではないかなと思うんですが、それを今からもしますと言ったようにはあまり聞こえなくて、取りあえず今ここにあるところから出発しようとしてされているので、今年度は今年度なんでしょうけど、次、令和5年度に向かうときには全体を1回、本当に全部さらって調べるということがまず必要ではないかなと思うんですが、そこはどうですか、皆さん。

○川崎委員

ほかに放課後デイサービスもあるんですよね。だから、そっちを利用したいという子も知りたいんですけども、あの調査は、結局、児童クラブだけの希望ですね。だから、先ほど山下委員が言われたように、全体を把握するような調査は必要かと思います。

○村岡委員長

いわゆる4年生以上の高学年という考え方の中では、部活動とか社会体育とか、そういったところの活動が入っていたり、そういったところで児童クラブ自体の利用をもともと想定していないというような方もいらっしゃると思うので、そうした中での調査の結果が今回のあれかなというふうには思っています。1、2、3年生につきましては、利用の必要性というか、当然低学年の見守りが行き届かないというような部分での児童クラブの役割もありますので、必然的に求められるのは低学年のほうになるのかなというふうに思った中での利用登録ができる方というのを母数としてあるのは、調べ方としては、個人的には理にかなっているのかなという気はしています。ただ、今、川崎委員からも全体的な把握をというような御意見もいただいたところです。

あとほか、委員の皆さん、何かこの点について御意見はいかがでしょうか。

○西岡真一副委員長

今、附帯決議の前提のお話ですかね。違うんですよね。それを確認です。この調査の方法についての要望ということになると、附帯決議の前提ということではないと、これは確認しておきたいです。

○村岡委員長

放課後児童クラブの件につきましては、当然市としては、前から山下委員とかも御指摘されているとおり、条例で6年生までというのを明記している執行部でもございますので、

当然それがかなうようにしていくというのは大前提としてあります。そこに現実的な問題として、今日もあつたみたいに、まず場所の問題、その上で受け入れるための指導員の確保の問題というのがありますので、それはこれまでも常に声かけしてくる中で少しずつ改善ができていく状況なのかなと。ただ、一足飛びにこれを完璧にするというのは、今の現実的なところを見るとなかなか厳しいところがありますので、今回のアンケート調査が取れているというようなことは一つ前進の部分と、こちらからも指摘するための見える化の一つの手だてにはなっているかと思っておりますので、これについてはやはり定期的に取りっていくというのは当然ですけれども、それを今日、課長のほうからもお話がありましたとおり、こちらのほうにも示していくということは発言があつたかと思っておりますので、この辺を注視しながら、場合によっては——なかなか増やしましょうと言って問題になっているのは、その現実的な場所と人の確保の部分でありますので、ただ、議会としてはしっかり見ているよと。また、そういった情報は、我々もそうですけれども、市民の皆さん、保護者の皆さんにも情報発信できるような形というのを求めていく必要はあるかなというふうに思っております。

○山下委員

これからどれだけあるかどうか分からないんですが、今まで狭いからということで、専用館を建て増したり、造り直したりしてきた事例が幾つかありましたよね。そのときに、せっかく造るのに4年生以上は念頭に入っていなかったですもんね。だから、その状況自体が本当はおかしいと思うんですよね、条例では決めているのに、3年生までの待機児を入れられないからという理由で。だから、待機児の中にきちんと4年生以上を入れないと、条例との関係では本当にはならないと思うんです。だから、このアンケートを踏まえれば、今3年生以下の人だけを待機児で18名というふうにしていることをやっぱり変えていかななくてはいけないのではないかと思うんです。でも、そのときに対象とならない人も入っていますという言い方で、結局は曖昧にしていると思うんです。だから、全体をちゃんと調査して、その中で実際今利用している人はどれだけなのかということもちゃんとはっきりするとかという中で、その項目さえつければ今後の調査としてはできると思うんですが、要するに今後いろいろやっていく上で待機児の中に4年生以上も含めるべきだと思うんです。入れたいけど入れられないと思っている人は、確実に条例上は待機児だと思うんです。その発想にまず立つ必要があるんじゃないですかね。

○村岡委員長

前提としては、3年生までに預けられていた人というのが引き続き預けられれば、一定数の安心にはつながる部分になると思っておりますので、その辺の取り方を工夫してもらうというふうな部分で対応する。ただ、年数が経過して御家庭の事情が変わられるということも当然含まれますので、それは随時という調査の仕方でもいいのかなというふうに思うんですけれども、少なくとも必要がない状況の方も含めて全体数の把握というのは、逆に言うと

少し乱暴な取り方かなと思いますので、全体的に押しなべてというよりは、必要とされている方の数をしっかり把握できるというような調査の仕方のほうがいいのかなど。

○山下委員

現実には、例えば、兄弟で利用している人でも、満杯だからということで4年生になったらやめてくださいになっている状態だから、それは待機児なんだと思うんですね、利用したいと思っていけば。だから、本当にそこはきちっとリアルにできるような調査の仕方と示し方をやっぱりすべきだと思いますが、どうですかね、皆さん。

○松永憲明委員

山下委員がおっしゃるように、待機児童につきましては、今現在3年生まで受け入れられている児童の中で、当然引き続きという場合もあります。それから、基本的には6年生まで受け入れるということにしているわけですから、それが現実的にできていないということであれば、4年生以降の希望者については、やっぱりこれは待機という位置づけにしなければならないと思います。ただ、現実的にそれじゃ、6年生までを全てそういった放課後児童クラブというものに入れていくというスペース、教室、部屋の数とか、それから指導員の数とか、そういうものの確保についてかなり莫大な金も必要になってくるし、もちろんその専用館を建てるとすれば、土地の問題、費用の問題、かなり莫大な費用も必要になってくるということが今の一番のネックになっていると思うんですよ。そういったもろもろのことをきちっと出しながら、本来はこうすべきであるんだけど、そこら辺を執行部がどういうふうに今後考えてやっていくのか、長期的に佐賀市の未来を考えていったときにどうあるべきなのかということについては、我々としていろいろ意見は出していいと思うんですけど、すぐそれをやれということはなかなか僕自身もね、思っただけでも言いづらいなと正直に思うわけですよ。そこが私も悩みなんです。山下委員が言われるのはよく分かるんです。私もそういうふうに思うんですよ。ただ、現実的な問題があるということで、非常に悩ましいなというふうに思っているところです。

○村岡委員長

なので、そういうところを総合的に言いますと、当然これが課題であるというのは皆さん共通の認識でありますし、ただ今回、委員長報告とか、そういう部分では十分網羅というか、発言として残すことはできますけれども、令和3年度の決算の審査というような部分でいうと、執行部にとってはちょっと重過ぎる案件になりかねないので、その辺のところは発言として会議録には残しますので、そういったところを今の委員会の姿勢として求めているというような表現は当然させていただければなど。

あとやはりこの面については、発言の中でもありましたとおり、一朝一夕で解決できるものではないので、しっかり見ていくというような部分では、定期的に委員会の中でも、所管事務調査とまでは言いませんけれども、そういう意識でいるということが大事かなという感じもしておりますので。

○山下委員

すごく一生懸命まとめようとしてくださっているのは分かるんですが、今の市の認識は待機児18名という説明に対して、3年生以下の数しかそれを反映されていないということに関して、今後、施設整備していく上で、4年生以上も待機児としてカウントしながら整備する——もし整備するということがあるならばですよ——というふうにちゃんとしておかなければ、条例との関係ではそぐわないと思うんですよ。だから、アンケートを取りましたかと言ったら取っていましたと。でも、取ったけれども、そこは対象外の人も入っていますよという言い方になっちゃって、だから、やっぱりそこはきちっとしてほしいので、ここの委員会としてその辺のことまで、委員長の報告の言葉の中に委員会としてそんなですよということをちゃんと言えるかどうかという感じは、皆様の御認識も一応聞いておきたい。私個人の意見ではなくて、委員会として18は18じゃないよねというふうに——そうした上で、そこに向けてどう整備していくかというのは、確かにその段階を追っていかなきゃいけないというのは分かりますから、まずそのベースとなる数字として待機児18じゃないでしょうということころは、委員会として言えるのであればそこはびしっと言ってもらいたいと思うんですが、だから、皆様どうお考えなのかなあと思っていました。

○村岡委員長

では、この点について、委員の皆様は。

○重田委員

発言があったら当然委員長の報告として載せるので、皆さんの承諾を得てという形で全て進めよるわけじゃないし、それはいいと思います。ただ、この問題については、委員長、所管事務ぐらい思って、本当にその条例が現実にできるのかも含めてやらんと、今の時点ではそのとおりのと思うけど、財政的にも、それなら全て整備するとどれぐらいかかるねと、それも含めてやっぱりしていかなと、どうも皆さん、それはできたらよかと思うけど、財政的に無理やろうもんと、指導員をちゃんと確保しきるねと、そういう形が当然出てくると思うですもんね。ただ、こっちから議会で、条例で決まっとっけんやらんばやらんばと、本当に議員も全部、市民も含めてそういうのを必要としているかというのもちろん議論していかないといかんじゃないかなと私は思います。

だから、委員長報告に載せるのは、山下委員がそういう発言をしていただいて答弁もちゃんと返ってきたら、それは私は載せていいんじゃないかと思えますけど、その問題とまた別に、放課後児童クラブの在り方についてはもうちょっと掘り下げてやっていかないといかんのではないかなと思います。以上です。

○福井委員

先ほどこの問題について松永憲明委員も言われたけれども、思いとしてそれはあるんですが、具体的な財政の問題とか場所の問題、もろもろ考えてみるとやっぱり大きな課題というのがいっぱい残ってきているし、筋論はそうだし、条例もそういうふうな方向になっ

てはいるとしても、現実問題というのは積み残されていっぱいあるので、今回の要するに決算の中での議論としては踏み込み過ぎても困るし、そういうことを手前にしながら、今後の議論の一つの課題として捉えて、執行部とどんどん進めていくというふうなことの姿勢は我々はあるといいのかなというふうなところまで私は思っているところですけどね。

○松永憲明委員

それで、やっぱり執行部に我々が求めていかなくちゃならないのは、今すぐどうしなさいということは、なかなかその提言は我々難しいと思うんです。だから、執行部において長期的な展望、これについてどう考えて、どういうふうにやっ払いこうとするのか、そこをやっぱり明確に示してほしいと思うんですね。我々はやっぱり保護者の願いを酌んで発言も出てくるわけですから、執行部としては、長期的な展望をきちっと示していくことが今求められているんじゃないかなというふうに思いますね。現実として厳しいというだけでは事済まないというところのジレンマが我々の委員会の中にもあるんじゃないかなと思うんです。だから、そういうところを執行部はやっぱりきちっとしてほしいというふうに思いますね。

○村岡委員長

山下委員、先に、川副委員、諸富委員も今の件について意見をぜひお伺いしたいと思います。

○川副委員

先ほどから出ている意見と一緒にですけど、やはり現実を見ながらその対応をしていくということで、私たちも——私たちというか、私自身も実際に子育て世代の意見をどんどん組み込んで、どういう意見が本当なのか、それに合わせた最大公約数というか、そこできちんとした答えを求めるべきであると思いますので、この問題については、委員長も言われたとおりの一朝一夕ではできないということで、やはりある程度のスパンを持ちながらしていくべきじゃないかなというか、この委員会の中で今後の協議として上げていいんじゃないかなということで思っています。

○村岡委員長

ありがとうございます。

では、諸富委員もよろしいですか。

○諸富委員

決算審査の附帯決議でどこまで踏み込むのかというのがまだ私は正確に分かっていないところがあるので、どう発言していいのかわからないんですけど、この放課後待機児童のことはもちろんですし、あと、先ほどの補足資料でもあったような児童虐待の状況安定の数字とかも前提となる数字の把握の仕方が何か曖昧だなあと感じることがあって、その数字をどう拾うかに誠実さが感じられないというか、そういう印象をずっと持っていて、放課後待機児童の数字も何とかしようという前提でその数字を拾っているのか、それとも

もうしようがないよねと、実現は難しいんじゃないのかなという前提でこの数字を拾っているかで変わってくると思うんですよ。——すみません、言っている意味が分かりますか。なので、皆さんおっしゃるように、長期的にどう持っていきたいのか、その目標とか、向かう先をどう思って数字を拾うのか、もっとそこをはっきり示してほしいなと思います。

○村岡委員長

数字の取り方はおっしゃるとおり非常に難しく、どういう取り方をするかによって、逆に言うと議会からどう突っ込まれるかというようなところでどうしても関連します。こちらが数字を求め過ぎると事業に幅が持てなくなる部分というのもどうしても出てきますので——これはすみません、あくまで私の感覚的なところで、数字を詰め過ぎるとそれに見合うような数字しか出してこないというようなことにもなりかねないので、こちらから数字で示す場合というのは非常に慎重にしてやる必要があるなという部分も一面ありますので、その辺のところは、そのためにこういう決算の審査で直接聞く機会というのがありますし、その上でどういう求め方をするのかというようなところで最終的にはなってきますので、すみません、山下委員、さっき手を挙げられていましたので。

○山下委員

要するにもともとは3年生までしかなくて、4年生以上もぜひ受け入れてほしいということとは要望が出ていながらも、そこはなかなか進まなかったところが、上からといいますか、子ども・子育て支援法の中で放課後児童クラブは6年生まで受入れですよという、法の中でそういうふうになっていったものだから、ああ、そうですねということで条例が変わっていったという動きですね。現実そうなるってときに、条例が変わるときはみんな議会も賛成し、執行部自身も段階的にということはあるながらも6年生までということを条例化したわけですよ。だから、条例になっているという点ではダブルスタンダードでなく、その条例に従ってどうなのかというところはリアルにきちっと示しておく必要があると思うんですよ。その内訳として3年生以下と4年生以上を出すのはいいけれども、基本、入りたい人はどれだけいるのか、待機児はどれだけですよと、中でも3年生以下はこれだけですよとかという示し方で強調するんだったらまだ分かるけれども、今の状態は4年生以上をその対象外にして設備を改めて、わざわざこの数年、兵庫とか神野とか専用館を整備しようというときに4年生以上が対象から漏れているじゃないかということで、これまで決算の、それこそ附帯決議の中にこの問題をテーマにして入れてきた経緯はあるわけですよ。それで、ようやく4年生以上のアンケートの結果が出ているのに、出した数字は曖昧だと、関係ない人まで入っていますというのでは、本当に本気度が問われていくのではないかなと思うし、今後18名……

(「関係ない人」と呼ぶ者あり)

関係ないじゃない、対象外の人も入っていると、この4年生以上の回答の中には。

(発言する者あり)

だけれども、つまり、3年生以下の人は完全に利用しているところだけれども、4年生以上は利用していない世帯も含めてのという話ですよ。

(発言する者あり)

そうだし、待機児としてカウントするときに4年生以上をきちんと意識するようなことができるような調べ方をしないと、施設整備するときにもどれだけ必要なのかというのが見えてこないということになると思うので、そこはやっぱり執行部の考え方をきちっとしてもらいたいという意味なんですよ。だから、条例は議会も通しているわけなので、ダブルスタンダードでない考え方で、一旦きちっとしたほうがいいのではないかなと思うわけですよ。

○村岡委員長

今回、アンケートの取り方として混乱というか、少し分かりづらいのは、対象でない方もアンケートを取っている。ですから、さっきも言いましたけど、もともと放課後児童クラブを利用できていた方が3年生から4年生になるときにできなくなっている現状というのがまずもって一番問題でありますので、新年度に4年生以上になる子どもたちのアンケートの取り方としては、3年生までに利用していた家庭というふうに絞れば実態は分かりやすいと。要するに引き続き使いたいのか、いや、4年生以上は大丈夫なんだという判断をされたかどうかということが分かってくれば全体像というのはつかめてくるのかなと。単純に全員に調査をかけるのではなくて、少なくとも必要だと思われる……

○重田委員

本当に言うたら、全てに対してアンケートして、今利用していますかと、将来的に利用するかとしかないと、今は利用していないけど、4年生からお願いしたいという人も当然いると思います。だから、反対に1年生から3年生までもそういうやり方をして、一緒に出せよと。それで、現実的に使っている人は幾ら、希望は幾らというのが一番分かりやすいわけよね——ということですよ、山下委員。

○山下委員

それが一番簡単ですよ。

(発言する者あり)

○村岡委員長

となると、要するにそれをもって待機とする数が莫大になりやせんかなと。なので、そこで、これは議会の姿勢ですよ。その待機の問題の数をどこまで詰めるのかということろまでこちらできちんと決めておかないと、やみくもに待機の数がというような言い方になってしまうと首を絞めるような形になっていきますので。

○重田委員

ただ、それが待機か何かはあれだけど、基本的に希望としてはこういう希望があるんですよと、それが本当に待機になつとるかなつとらんかはよく分らんですよ。ただ、数字

もちゃんとしたつかみ方をするというなら、希望という部分ではちゃんと出てくるんじゃないかなと。そのほうが分かりやすいと思うんです。ただ、あまりそれをすると太くなり過ぎるから、多分執行部としてはそういうやり方はしよらんとおもいますけどね。

○山下委員

要するにニーズはありますと。ニーズはありながら、その制度に適用されるのはこうありますということはある得ると思うんですよね。あらゆる制度の中のサービスで、ニーズはあります、けどこうだと。じゃ、そのニーズに沿ったふうに拡大すべきだとかなるのかどうなのかというのはまたその先のことだとは思いますが、それから、それが受け入れられるキャパをつくれるかどうかということのもまさに整備の在り方と思いますが、さっきから言っているように、整備するときにもう既に4年生以上を念頭に入れてこなかったという今の執行部のやり方がちょっとおかしかったんじゃないかと思うから、ここはきちっと全体を入れたほうが良いということを書いていたわけです。

○福井委員

委員会の中での議論としてはこういう意見が出てきて、抜本的にそこまで掘り下げていくべきだという議論も当然そこに出てくるし、実態はそうでなくちゃならないという必然性も分かると思う。ただ、現実的な施策に展開するときは、それを執行部がどう捉えてどんなふうに進めていくかということは、これは議会と執行部との議論にこれからなっていくので、要するに決算の委員会の中での議論はこうなんだということはやっぱりきちっと報告というか、議論として出てきているんだということは示してもいいと思うんですよ。でないと消化不良になるし、ただ、課題がいっぱいあるんだということは当然くっつけていてというか、それも当然理解しながら今後の課題としてそれを具体的にどう取り組むのかは、それこそ今後の委員会の課題になってくるというふうに思うので、だから、今の議論を聞いて、決算委員会の内容としてはどんと出すことはあってもいいのかなという気はしました。

○川崎委員

他の意見と大体同じですが、自分は学校の立場で考えると、やっぱり実態ですね。現在、放課後の過ごし方、放課後児童クラブに行っている、お稽古に行っている、あるいはスポーツをやっている、そういったのはやっぱり知っておきたいし、その子どもたちがどういった希望、本当はこうしたいというものもあると思いますので、そういった点をきちんと今言われたように調査することは大切かなと思いました。

○村岡委員長

分かりました。じゃ、その上で、この案件はこれだけ議論も出ている内容ですので、委員長報告等については当然のことながら含まれる内容だとこちらも認識しております。あとは附帯決議につなげるのかどうかというような部分でいうと、そこまでは少し重いかないという印象を私としては持っているんですが、皆さんいかがですか。その点、お任せい

ただいでよろしいでしょうか。

○山下委員

ないという意味が分からないんです。だから、わざわざ執行部をもう一回呼んでやり取りするほどでなくても、こうだということをきちんと言うんだったら、別に附帯決議になったとしても、それは別にいいんじゃないかなとは思いますがね。基礎資料としてきちんとしてくださいよと、調査してくださいよという附帯決議というのはつけていいんじゃないかと別に思うんですけど、最低限一致するところであれば。

○村岡委員長

この点について皆さんいかがですか。

○西岡真一副委員長

附帯決議、要するにこの委員会で執行部に求めようというのは、ちゃんと全数を把握しなさいよ、ニーズの把握はちゃんとやりなさいよということです。当然、彼らにそれを求めて、いずれ彼らはじゃあということで、今度はアンケートをもうちょっと悉皆調査のようにやってくるかもしれない。そこで数字を出してくると。今、ちょっと山下委員が待機と言われていましたけれども、数字が出れば実質的にそれが待機のような、今度は解消すべき数字という捉え方をしてきますから、そこでやっぱり執行部は、いやいや全部は無理です、じゃ、何割だとか、そこから松永委員、福井委員、それから、重田委員も言われましたが、重たい話につながっていくわけで、国は6年生まで対象にしなさいよということで要綱とかつuckingしているんでしょうけれども、現実的には恐らくこの自治体でも大同小異で6年生まできちんとしてやれているというのは、自分の地元のことを考えても、6年生までやろうと思ったら恐らく場所はないと。予算もないし、さらに川崎委員が言われていたけれども、その指導に慣れた人を配置せんといけないとなると、ニーズ自体は少し小さくなりますけれども、それでもこの調査でもって700人からおるわけですから、これを指導できる、しかも、それだけのベテランの指導員を配置しようと思ったら、今でも配置できずにおるのがさらにハードルは高いということですから、附帯決議というのはちょっと重いと委員長が言ったのはそういう意味で、委員長報告からさらに附帯決議というやっぱり段階が上がってきますから、どこまで今議会で執行部に負荷をかけておくかというところの勘どころでいうと、落とすところを委員長報告には当然含めたいという、そういうことなんだろうと私は考えております。

○村岡委員長

今後のこととして、流れで確認します。意見・提言がない、提出しないということであれば、今度の委員会は22日に開催して補正の分をやっていくこととなります。今回の決算についての委員長報告等々もそこで再度確認はさせていただくような形になります。意見・提言をまとめるというような形であれば、今日までの部分で、今出ているのが放課後児童クラブに対する取組というような部分での内容になります。どちらにしても事務整理

というか、素案を出して検討するには、15、16日ぐらい以降に、一般質問散会后に、いずれにしても皆さんに集まっただいて、それを含めて修文で提出するのか、その内容を踏まえて提出そのものを見送るのかというのは、そこでもまだ判断はできるかなというふうなスケジュールが考えられます。なので、この点について、きちっとした形というよりは素案というような形で正副委員長で協議させていただいて、ある程度の文書を示せるようなところを、一応今の感じでは15日の散会后ぐらいで、それまでに示せるように、お集まりいただくのを前提にするというスケジュールの考え方がありますので、そういう部分の進め方について皆さんいかがですか。

(発言する者あり)

では、確認ですけれども、放課後児童クラブの案件についての意見・提言の可能性がありますので、その分について、通常出している附帯決議の必要性、理由、背景や、意見・提言の具体的な内容というような部分を踏まえたものを一旦素案として出させていただこうと思います。その上で、15日、最終的には採決しなきゃいけませんので、26日の採決・まとめのところで、最終的にそれを提出するかどうかというのも含めて皆さんにお諮りしたいというふうに思います。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのような形で進めていきたいというふうに思いますので、一応予定として9月15日の本会議散会后に福祉教育委員会を開催するということを確認させていただきたいと思います。

それでは、これで本日の福祉教育委員会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

文教福祉委員長 村 岡 卓